

府中市の緑の現状について

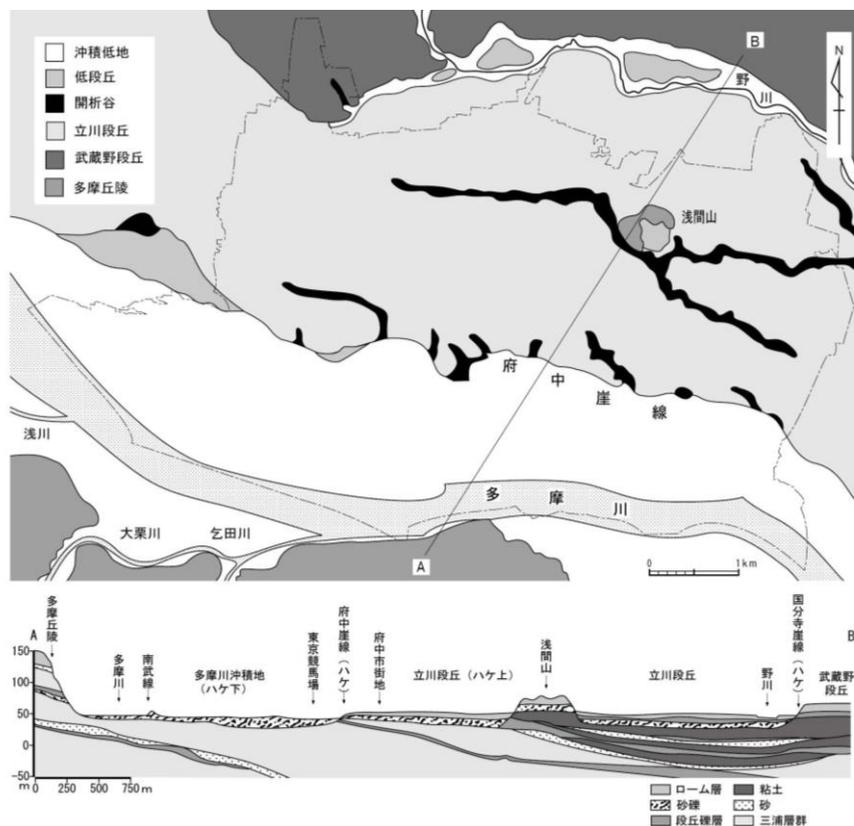
府中市の緑の現状について

1 自然的条件

(1) 位置・地形・地質

- 本市は、東京都のほぼ中央、副都心新宿から西方約22キロメートルの距離に位置しており、面積は29.43km²で、その広がり東西8.75km、南北6.70kmとなっています。
- 地形は、2つの崖線により大きく分かれており、市の北端から国分寺崖線までが「武蔵野段丘」、国分寺崖線から府中崖線までが「立川段丘」、府中崖線から多摩川までが「多摩川低地」となっています。
- 地盤高は、市の北端に位置する「武蔵野段丘」が80m前後と最も高く、「立川段丘」が45～65m前後、「多摩川低地」が35～60m前後で、いずれも東に向かって徐々に地盤高は低くなっています。なお、本市で唯一の山である浅間山の標高は、79.4mとなっています。
- 本市は、今から約200万年前から100万年前、海の中にありました。その当時の海底に堆積した上総層群と、その上部に堆積した砂泥互層、火山灰の堆積によるローム層により地盤が形成されています。

図 地形条件

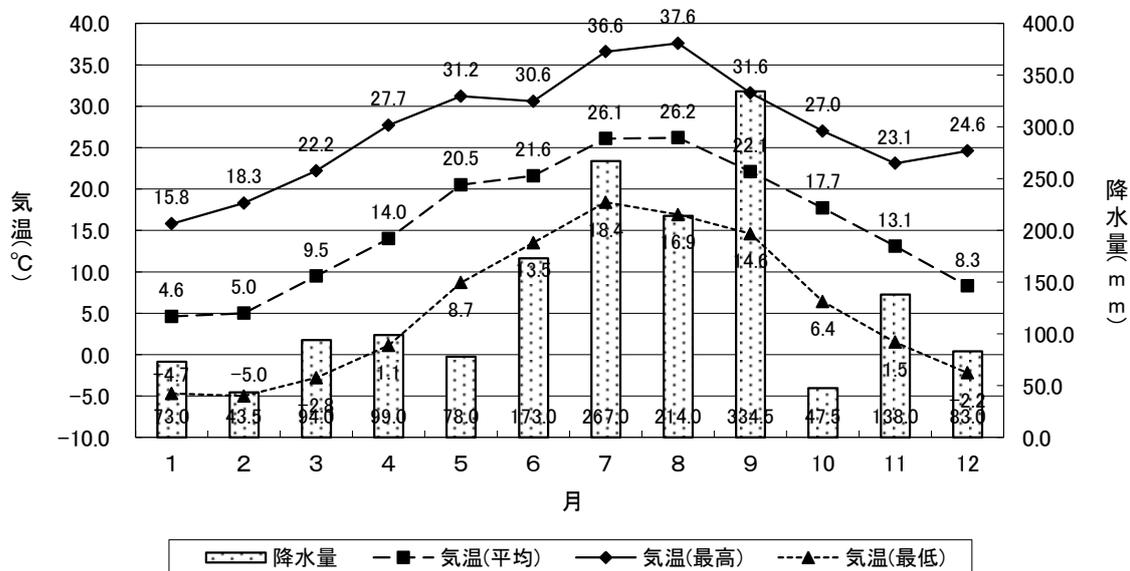


出典：府中市統計書(平成28年度版)

(2) 気象

- 過去10年間の平均気温は15.4℃、降水量1,658mmとなっており、平成27年は、気温は年平均15.7℃、降水量は年間1,645mmで、過去10年間の平均とほぼ同等の気象状況となっています。

図 気象の概況(平成27年)

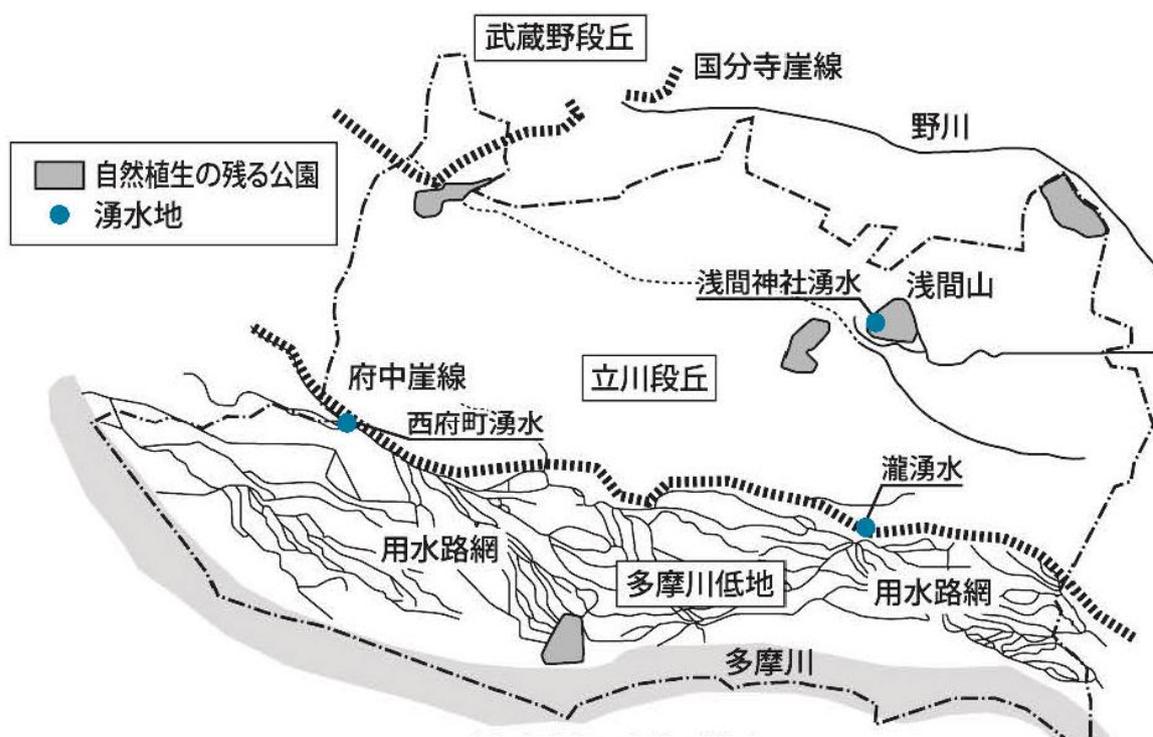


資料：アメダス府中観測所

(3) 水系

- 河川は、市域の南に多摩川が流れており、市域の北東端に位置する武蔵野公園で野川と接しています。
- 「多摩川低地」では、かつて府中用水、本宿用水、四谷用水、三ヶ村用水、押立用水など、多摩川からの分水による農業用水路が数多く整備されました。現在では、大部分が姿を消していますが、四谷地区の一部で農業用水を見ることができ、緑道として活用されているところもあります。
- 府中崖線にある西府町の湧水は「東京の名湧水57選」に選ばれています。

図 水系及び湧水の位置



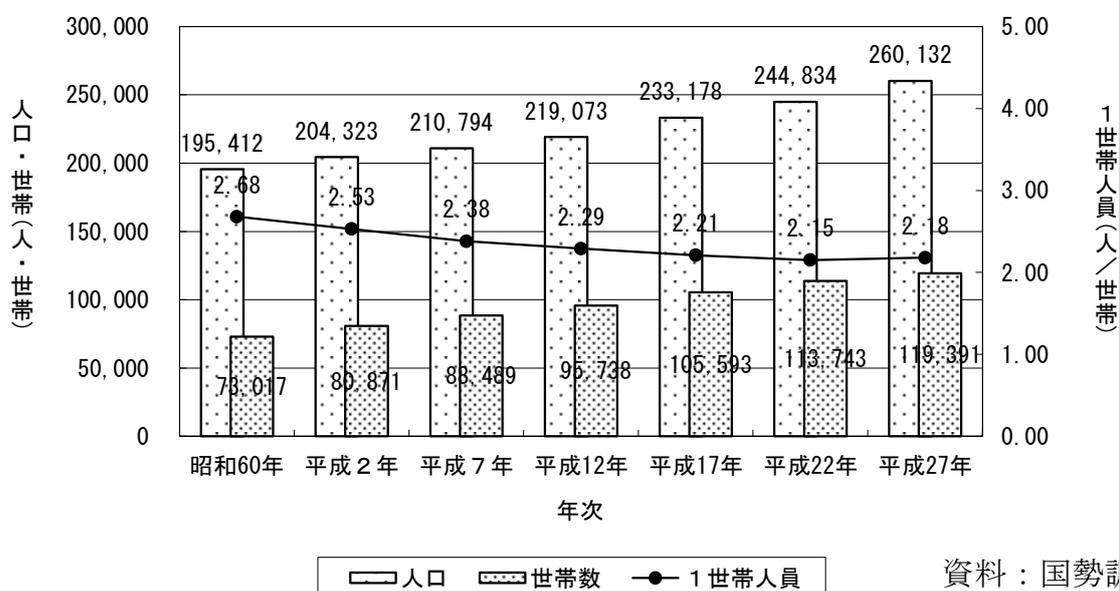
出典：第二次府中市環境基本計画

2. 社会的条件

(1) 人口・世帯動向

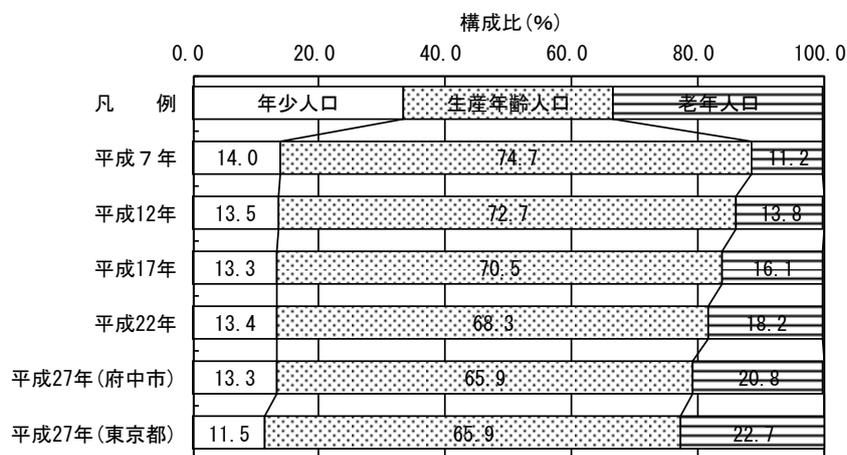
- 人口は堅調に増加しており、平成27年において260,132人（国勢調査）で、平成17年からの10年間で26,954人、11.6%の増加となっています。
- 世帯数は、平成27年に119,391世帯に達しており、平成17年からの10年間で13,798世帯、13.1%の増加となっています。
- 人口と比較し、世帯数の伸びが大きいことから、1世帯人員は縮小傾向にあります。平成22年から平成27年においては、0.03人の増加に転じています。

図 人口・世帯の推移



- 年齢区分別の推移をみると、年少人口割合が低下し、老年人口割合が増加する傾向にあります。東京都の平均と比較すると老年人口割合は低いことから、比較的若い世代が多い都市であるといえます。

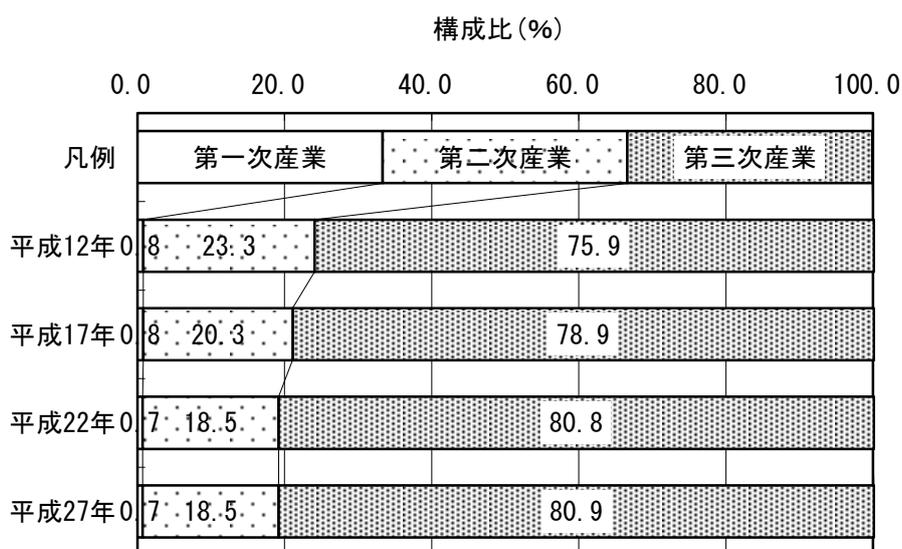
図 年齢区分別人口構成比の推移



(2) 産業動向

- 平成27年の産業分類別に就業者数の構成比をみると、平成22年の構成比とほぼ同様です。農林業等の第一次産業の割合は0.7%とごく僅かであり、製造業や建設業等の第二次産業が18.5%で、サービス業などの第三次産業が80.9%と大半を占めています。
- 過去からの推移をみると、第二次産業の構成比が縮小傾向にあり、第三次産業の構成比が拡大傾向で推移しています。

図 産業分類別就業人口の構成比の推移



資料：国勢調査

- 農業の動向を農家数でみると、農家総数は平成7年以降、一貫して減少しています。このうち、自給的農家は平成17年を底に増加に転じるなど、概ね160~180件程度で安定していますが、販売農家の減少が顕著であり、特に兼業農家は20年前の平成7年のほぼ3分の1程度にまで減少しています。

表 農業の状況

	農家数						
	総数	自給的農家	販売農家数	専業農家	兼業農家		
					総数	第一種	第二種
平成7年	457	173	284	36	248	46	202
平成12年	415	161	254	62	192	40	152
平成17年	370	153	217	62	155	35	120
平成22年	365	178	187	75	112	25	87
平成27年	326	164	162	77	85	9	76

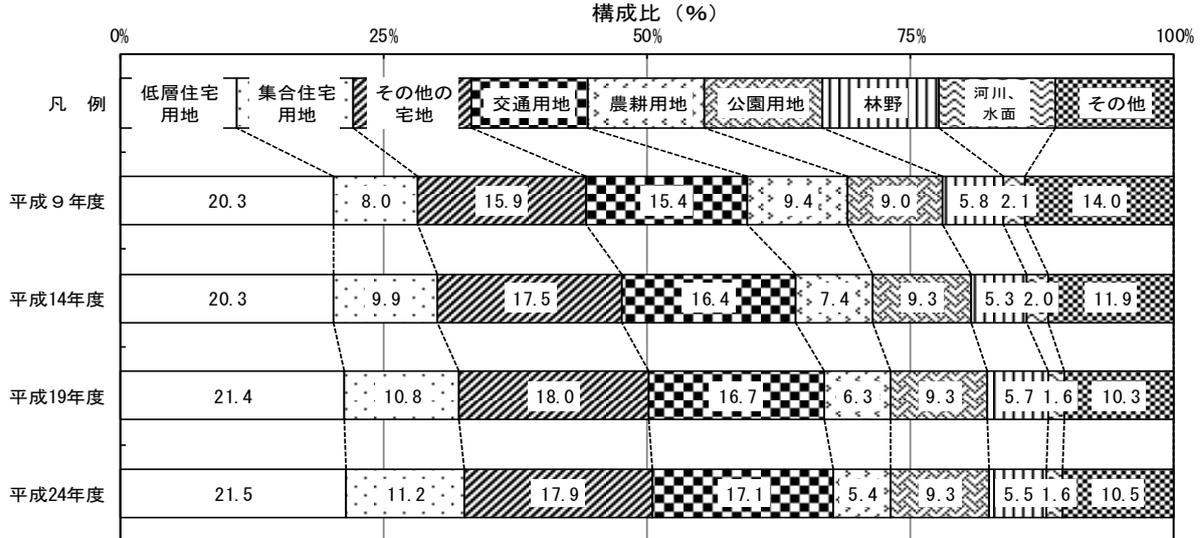
資料：農林業センサス

3. 都市の現状

(1) 土地利用状況

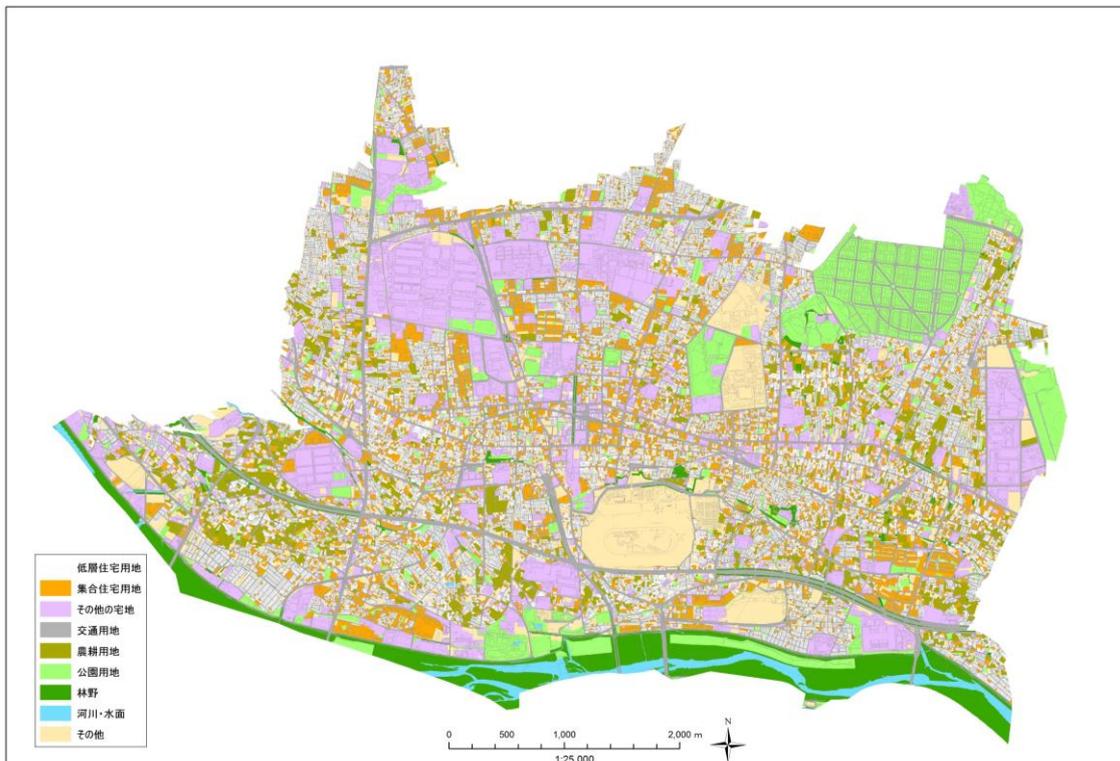
- 平成14年度と平成24年度の土地利用を比較すると、林野は5.3%から5.5%へと増加しているものの、農耕地は7.4%から5.4%に減少しており、総じて「緑地(緑のオープンスペース)」は減少傾向にあります。
- その反面、低層住宅用地、集合住宅用地及びその他の宅地の合計による宅地は、47.7%から50.6%へと、増加傾向で推移しています。

図 土地利用面積構成比の推移



出典：土地利用現況調査

図 土地利用現況図（平成24年度）



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（国測 利許第27043号-53）

出典：土地利用現況調査

(2) 都市基盤整備状況

① 面的基盤整備状況

- 開発行為は、過去10年間で290件（約47万㎡）、年間30件前後となっており、合計で約2.7万㎡の緑地確保及び約6,600㎡の公園整備を誘導しています。
- 協議の対象となる中高層建築物は、過去10年間で480件（約688万㎡）、年間40件前後となっており、合計で約150万㎡の緑地確保及び約44万㎡の公園整備を誘導しています。

表 開発行為の協議件数一覧

年度	件数	開発面積(㎡)	緑地確保面積(㎡)	樹木(本)			生垣(m)	自主管理公園		提供公園	
				高木	中木	低木		面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数
18	30	45,736.4	3,498.5	650	810	3,415	144.3	442.5	1	552.3	1
19	23	43,519.9	3,364.1	727	235	328	596.7	0.0	0	589.7	2
20	26	64,918.3	2,014.1	548	120	544	62.0	0.0	0	1,878.8	3
21	27	73,119.1	3,520.3	707	165	3,050	0.0	299.0	1	1,991.3	2
22	32	48,023.1	3,168.8	750	2	386	64.5	0.0	0	197.3	1
23	30	39,981.4	2,405.4	621	0	0	0.0	0.0	0	0.0	0
24	28	41,786.6	2,489.7	589	288	24	0.0	0.0	0	228.5	1
25	28	36,631.6	2,014.2	577	287	67	0.0	0.0	0	0.0	0
26	27	32,983.8	2,052.9	390	201	1,583	172.7	0.0	0	215.0	1
27	18	26,147.7	1,461.0	487	0	0	0.0	0.0	0	242.1	1
28	21	25,073.6	1,501.8	326	74	366	0.0	0.0	0	0.0	0
合計	290	477,921.4	27,490.9	6,372	2,182	9,763	1,040.2	741.5	2	5,895.0	12

資料：公園緑地課（各年3月末）

表 中高層建築物の協議件数一覧

年度	件数	敷地面積(㎡)	緑地確保面積(㎡)	緑地率(%)	樹木(本)			地被類(㎡)	屋上緑化		壁面緑化		生垣(m)	自主管理公園		提供公園	
					高木	中木	低木		面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数		面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数
18	81	548,359.0	138,363.3	25.2	940	4,438	25,711	2,415.3	3,578.2	11	817.6	5	271.2	2,152.9	6	525.32	1
19	49	928,087.6	192,873.0	20.8	3,316	2,830	67,248	8,174.8	974.8	12	737.2	11	392.7	351.7	1	0	0
20	39	169,277.3	41,589.9	24.6	340	1,059	6,473	788.2	968.3	4	447.0	7	230.6	0.0	0	0	0
21	48	814,002.3	183,727.0	22.6	714	2,047	14,489	853.4	341.8	3	209.2	4	151.0	2,637.0	2	0	0
22	52	920,583.0	203,664.6	22.1	1,451	2,212	15,967	2,728.1	2,838.6	9	1,477.7	9	334.6	30,609.6	6	0	0
23	43	753,650.2	168,464.7	22.4	775	2,583	10,714	9,230.6	1,167.7	4	168.5	4	343.9	2,207.6	2	0	0
24	32	414,589.3	88,604.8	21.4	591	1,732	7,968	350.0	467.5	5	1,979.6	7	306.1	2,339.7	3	0	0
25	30	728,283.5	160,216.0	22.0	735	1,097	11,542	333.9	2,875.6	3	948.9	5	9.7	2,560.8	3	0	0
26	38	29,699.4	3,599.7	12.1	226	525	3,710	858.0	259.0	6	139.0	3	22.8	213.5	1	0	0
27	41	1,534,462.1	314,558.7	20.5	975	3,254	18,709	3,070.3	439.0	4	19.9	1	49.5	539.0	2	0	0
28	27	42,326.3	6,079.7	14.4	217	435	3,720	3,560.2	442.5	6	23.0	2	12.0	462.3	2	0	0
合計	480	6,883,319.9	1,501,741.5	21.8	10,280	22,212	186,251	32,362.7	14,352.9	67	6,967.6	58	2,124.1	44,073.9	28	525.32	1

資料：公園緑地課（各年3月末）

②都市計画道路の整備状況

- 都市の骨格を形成する道路として計画されている都市計画道路には、街路樹の整備が進んでいます。
- 都市計画道路は、37路線、71,590mが計画されており、このうち58,913mが既に完成し、整備率は82.2%となっています。

表 都市計画道路整備状況（平成28年4月1日）

施行主体	計画路線数	計画決定延長 (m)	完成	
			延長(m)	整備率(%)
国	1	6,730	6,730	100.0
東京都	11	34,720	25,650	73.8
府中市	25	30,140	26,533	88.0
合計	37	71,590	58,913	82.2

出典：計画課資料

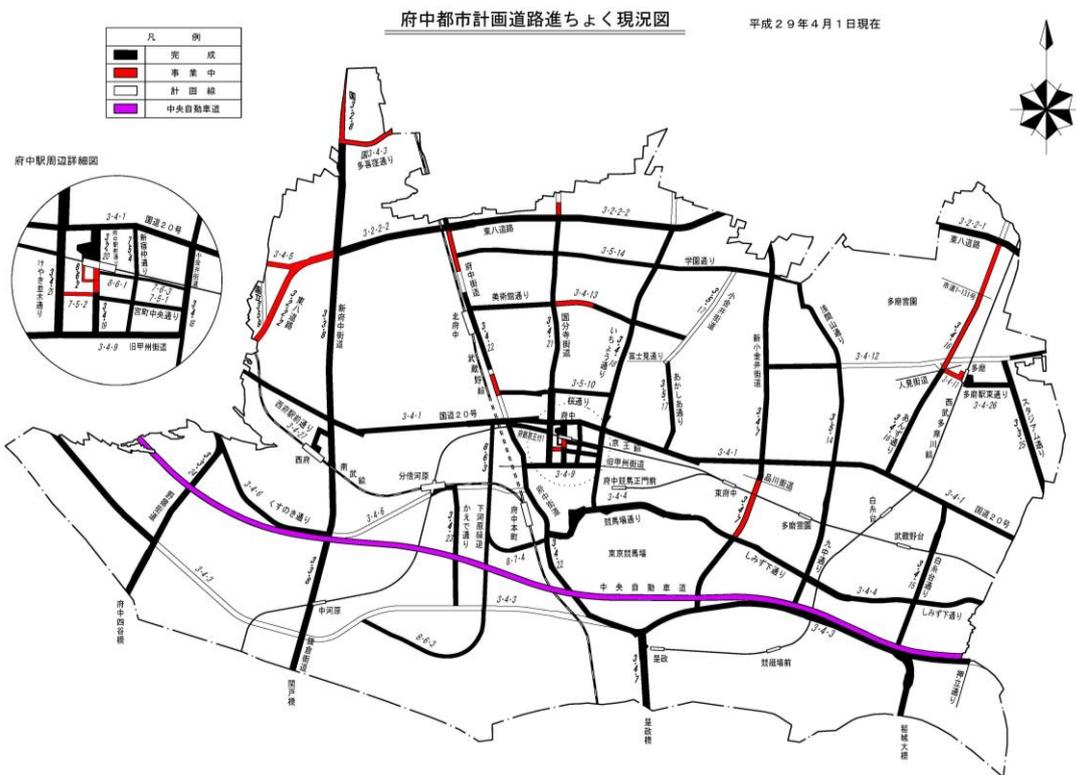


図 都市計画道路の整備状況図

出典：計画課資料

③都市計画公園・都市計画緑地の整備状況

- 都市計画公園は、77か所（110.4ha）が計画されており、このうち供用開始済み面積は76.5haで、供用率69.4%となっています。
- 都市計画緑地は、14か所（183.5ha）が計画されており、このうち供用開始済み面積は73.5haで、供用率40.1%となっています。

表 都市計画公園・都市計画緑地の整備状況

種別	計画決定				供用率 (%)
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	内訳		
			供用済み面積 (ha)	未供用面積 (ha)	
公園	77	110.4	76.5	33.8	69.4
住区基幹公園	70	23.5	17.0	6.4	72.6
街区公園	61	11.3	11.1	0.2	98.5
近隣公園	9	12.2	5.9	6.3	48.6
都市基幹公園	3	28.0	27.5	0.5	98.1
総合公園	1	17.2	17.2	0.1	99.7
運動公園	2	10.8	10.3	0.5	95.5
特殊公園	3	49.5	22.7	26.9	45.8
風致公園	3	49.5	22.7	26.9	45.8
大規模公園	1	9.4	9.4	0.0	100.0
広域公園	1	9.4	9.4	0.0	100.0
緑地	14	183.5	73.5	110.0	40.1
合計	91	293.8	150.0	143.8	51.1

出典：公園緑地課資料

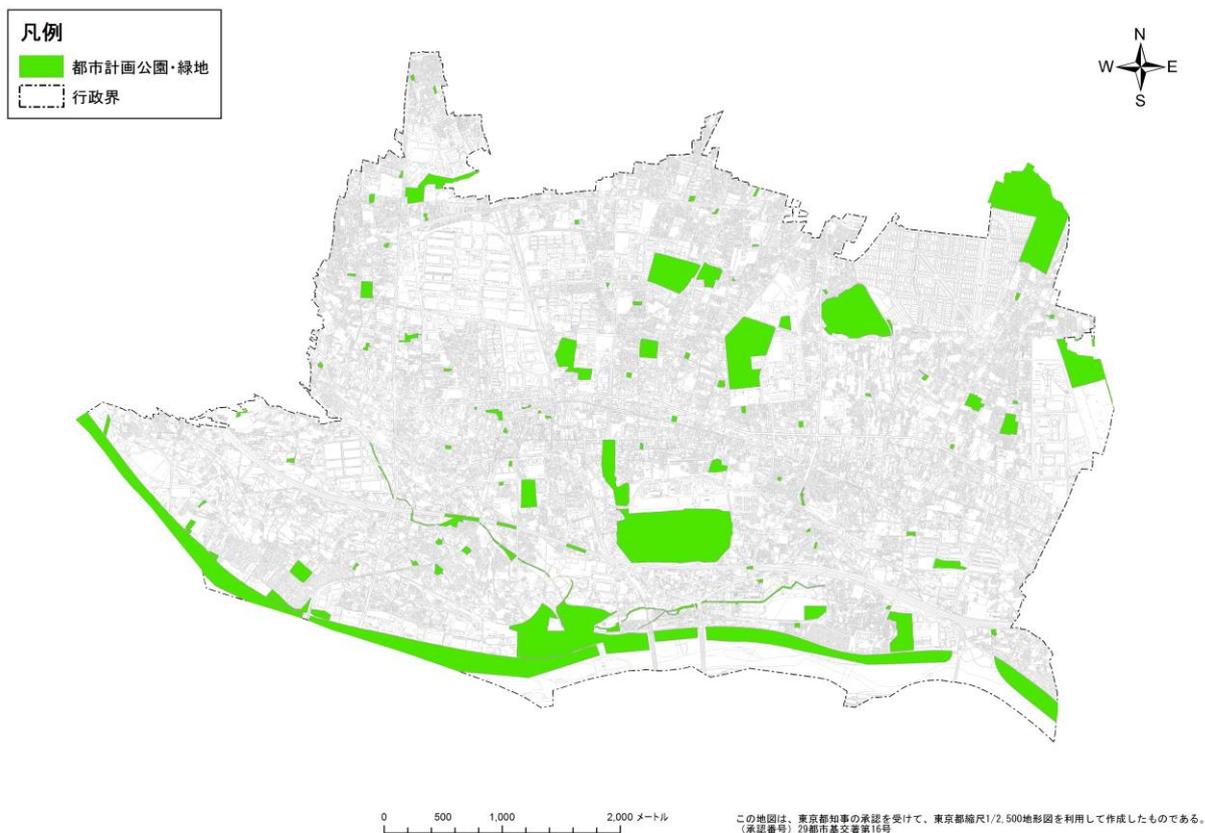


図 都市計画公園・都市計画緑地の整備状況

出典：公園緑地課資料

(3) 法適用の状況

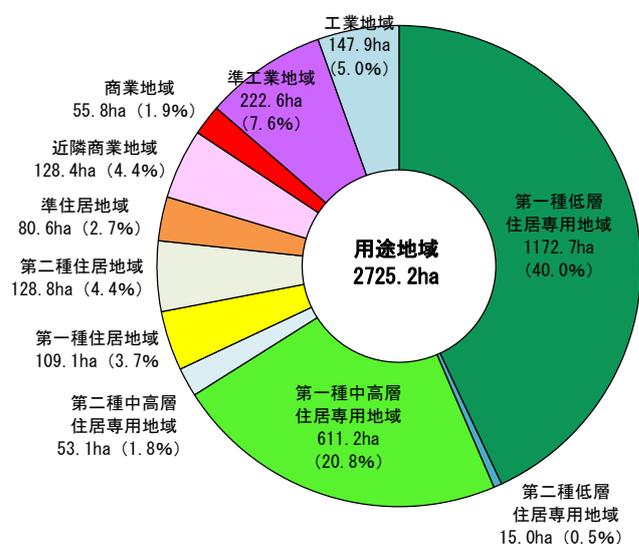
① 区域区分及び用途地域の指定状況

- 市街化を促進すべき区域である「市街化区域」が市域の92.9%を占めています。また、自然環境などを保全するため、市街化を抑制すべき区域として、多摩川の河川区域が「市街化調整区域」になっています。
- 用途地域の71.2%が住居系用途地域となっていることから、住宅都市としての性格が強くなっています。

表 用途地域の指定の割合（平成27年3月31日）

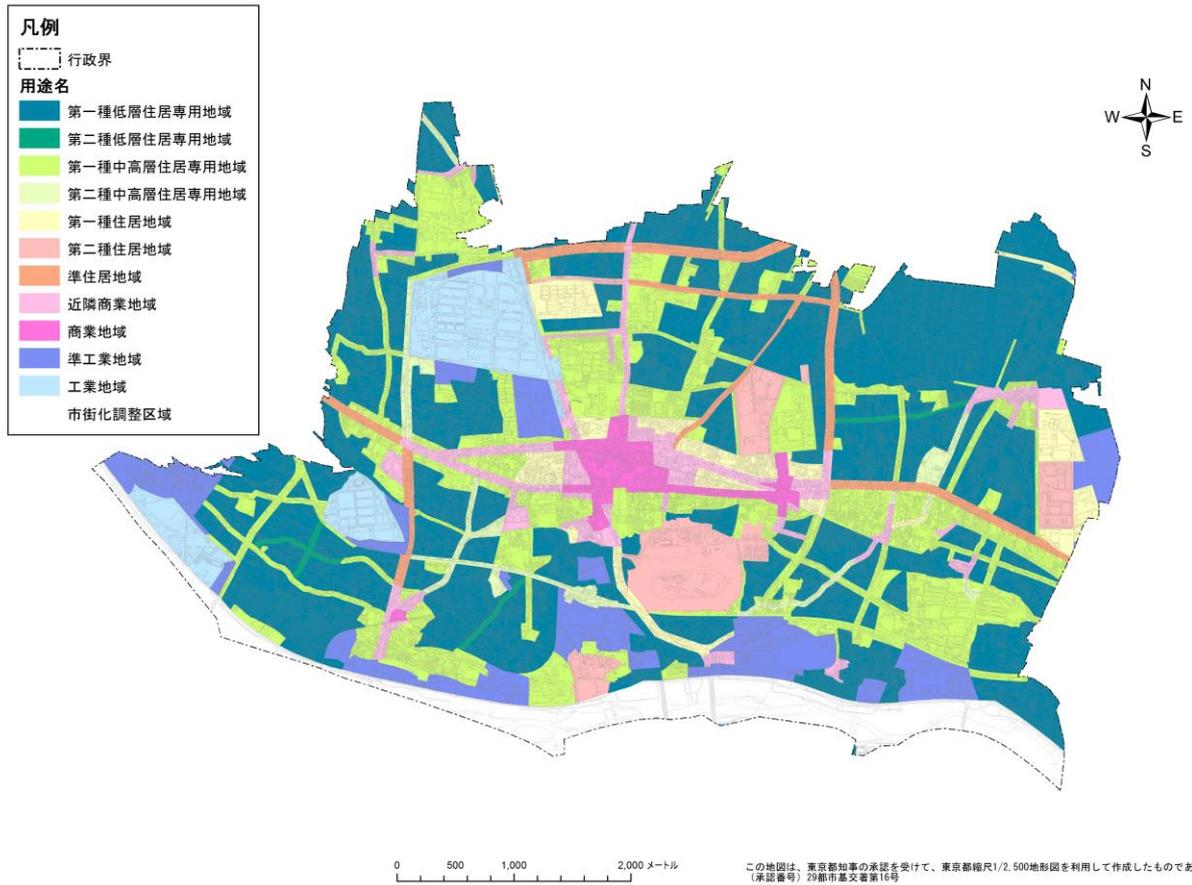
種類	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	1172.7	40.0
第二種低層住居専用地域	15.0	0.5
第一種中高層住居専用地域	611.2	20.8
第二種中高層住居専用地域	53.1	1.8
第一種住居地域	109.1	3.7
第二種住居地域	128.8	4.4
準住居地域	80.6	2.7
近隣商業地域	128.4	4.4
商業地域	55.8	1.9
準工業地域	222.6	7.6
工業地域	147.9	5.0
市街化区域	2725.2	92.9
市街化調整区域	208.8	7.1
都市計画区域	2934.0	100.0

図 用途地域の指定の割合（平成27年3月31日）



資料：都市計画現況調査

図 用途地域の状況（平成 27 年 3 月 31 日）



資料：計画課資料

②生産緑地地区

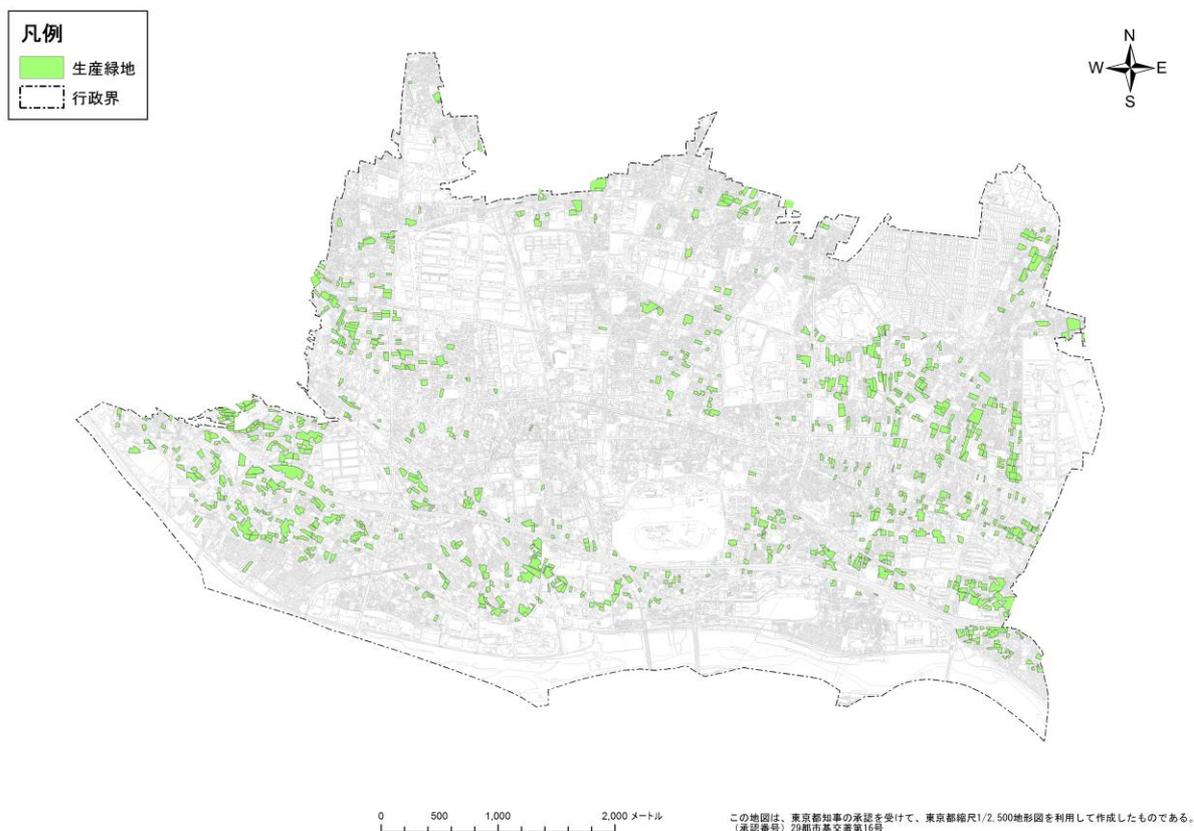
- 生産緑地地区は、平成28年に100.1ha（458か所）となっており、平成10年と比べると、地区数、面積、1か所当たり面積は減少しています。
- 生産緑地地区は、四谷地区や押立地区、若松町・紅葉丘・朝日町付近など市域の周辺部で、多く指定されています。

表 生産緑地地区の推移

年次	地区数(箇所)	面積(ha)
平成10年度	519	128.1
平成15年度	496	118.3
平成20年度	483	113.6
平成25年度	469	103.1
平成28年度	458	100.1

資料：公園緑地課資料

図 生産緑地地区の指定状況



資料：公園緑地課資料

③地区計画の指定状況

- 地区計画は、17地区を指定しており、良好な市街地環境の形成に向けて、緑化に関する方針を位置づけています。

表 地区計画の状況

地区計画区域	緑化に関わる方針の概要
小柳町六丁目 西武住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地内の樹木及び生け垣についても保全を図り、緑豊かな魅力ある美しいまちづくりを目指す。 ・公園、緑道等の施設は、機能が損なわれないよう住民の積極的な参加により維持・保全に努める。
日鋼町地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公開された緑ゆたかな歩行者空間の配置、C地区では道路及び公開緑地に連続する広場的空間を設ける。 ・各地区の土地利用にあたり、地区と周辺地域との調和を目指して周辺に豊かな緩衝緑地を設ける。
多磨町一丁目 住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区施設に位置づけられる宅地内の道路、緑道等に接する部分の緑化、公園、緑地等の樹木により、地区内の緑化を積極的に図る。 ・各敷地の道路、緑道等に面する部分は緑化し、公園や緑地とつながる緑のネットワークを形成する。
J R南武線 西府駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・低層住宅地区では、宅地内の道路に面する部分の植栽を行い、府中崖線の緑地公園や農地を有機的に結んだ緑豊かで良好な居住環境を備えた住宅市街地を形成する。また、緑地公園や農地を有機的に結ぶとともに、緑豊かで良好なまち並みを形成するために、道路に面する部分に環境緑地を配置する。なお、新たに道路を設ける場合には、この道路に面する敷地に環境緑地を配置するものとする。
住吉町五丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集合住宅地区では、まとまった樹林地を公園又は緑地として確保し、建築物の緑化率の最低限度を定める。 ・緑のネットワーク形成を図るため、大規模集合住宅地区外周では既存樹木を生かした緑地の確保、周辺の既存住宅地では垣・さくの緑化を推進する。
若松町二丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・防災性及び安全性の向上を図り、緑ゆたかな市街地を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。
幸町二丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなゆとりのある低層住宅地として、敷地の細分化を防止し、落ち着いた雰囲気を持った良好な住環境の維持・保全を図る。 ・防災性及び安全性の向上を図り、緑ゆたかな市街地を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。
多磨駅東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・多磨駅周辺の大規模敷地を活かした緑地等のスペースを十分に確保し、にぎわいの創出と緑があふれる周辺環境と調和のとれた業務・商業地の形成を図る。
天神町一丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中心動線として、沿道に緑地帯を配置した緑豊かで安全性の高い区画道路を整備する。 ・公園や緑地とつながる緑のネットワークを形成するため、道路沿いに連続した緑地を配置する。
日新町四丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな住環境を形成するため、道路に面する部分に環境緑地を配置する。
四谷五丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内にある緑地の自然環境を生かした土地利用を図るとともに、地区外の緑と連続させながら、景観に配慮した良好な市街地環境を形成する。 ・沿道に緑地を配置した緑豊かで安全性の高い区画道路を整備し、ゆとりあるまち並みを形成する。
白糸台三丁目 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路に面して環境緑地を配置することで、緑豊かなまち並みを形成する。

表 地区計画の状況

地区計画区域	緑化に関わる方針の概要
晴見町地区	<ul style="list-style-type: none"> ・アゼリア台地区は敷地まわりの生け垣の保全を図るなど、緑豊かな魅力ある環境を守り育てる。 ・住宅調和地区は、既存樹木を活かした魅力ある緑地環境を維持する。 ・中高層住宅A地区は、晴見町第2公園と一体となった公園や緑地を配置し、緑豊かなゆとりのある住居環境の形成を図る。
南町四丁目・住吉町五丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化を推進し、まち並みや景観に配慮した秩序ある市街地の形成を図る。 ・地区内の交通利便性に配慮するとともに、環境緑地を配置することで歩行者が緑を感じられる空間を形成する。
矢崎町一丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・中層住宅地区は下河原緑道と調和した緑豊かな土地利用を図り、地区周辺の環境に配慮した住宅地を形成する。 ・公園を整備するとともに、区画道路に面して環境緑地を配置する。

資料：府中市ホームページ

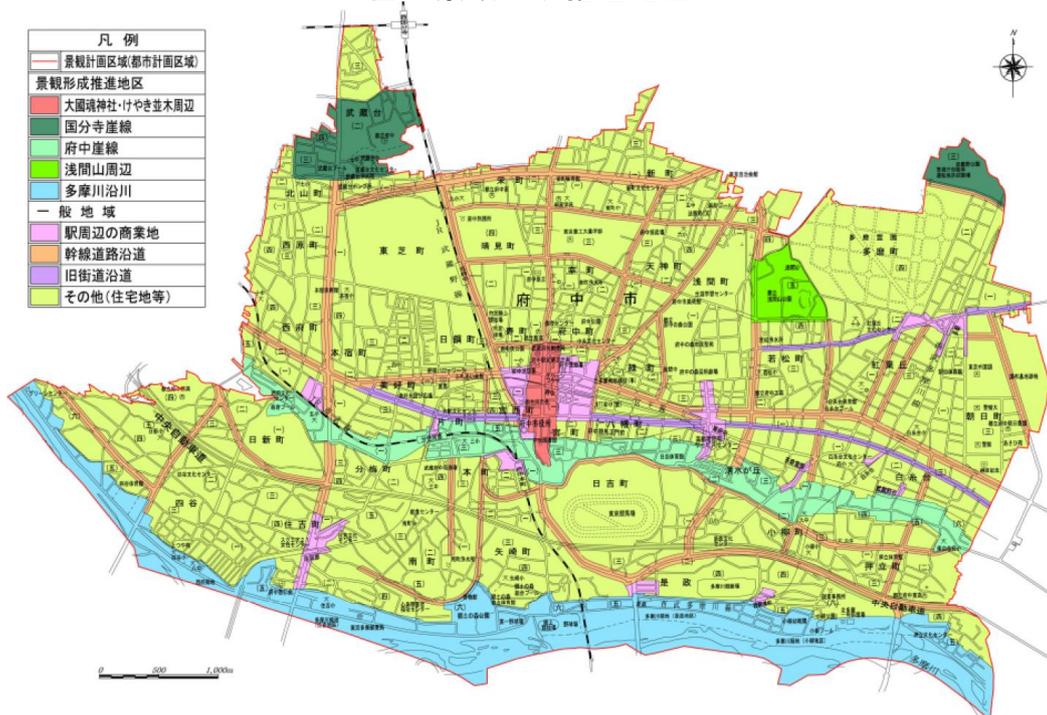
②景観形成推進地区

- 良好な景観の保全・形成に向けて、府中市景観計画に基づき、特に景観的な配慮が望まれる景観要素を含む5地区を「景観形成推進地区」に指定しています。

表 景観形成推進地区

地区名	景観形成の目標の概要
大國魂神社・けやき並木周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔としての風格のある空間づくり ・大國魂神社や馬場大門ケヤキ並木などの景観資源を活用し、親しみがあり愛着と魅力を感じる街並みの形成 ・府中駅を中心とした商業・業務拠点地区にふさわしい活力と利便性の高い景観づくり ・観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づく。
国分寺崖線	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺崖線を軸に、広域的に連続する緑や崖線が生み出す自然環境、歴史的資源、文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観の形成
府中崖線	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑や湧水地、地形などを保全するとともに、修景や整備、案内板の設置などにより、連続性のある景観の形成 ・崖線沿いの散歩道の整備、坂道の修景を図り、市民が日常的に親しめる景観の形成 ・崖線周辺の住宅、擁壁等の緑化、修景の推進。崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観の形成
浅間山周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・浅間山の雑木林の保全を中心として緑の拠点としての景観づくり ・市民の散策やレクリエーション等の拠点として、浅間山周辺を含めた歩行者のための道づくり等 ・市民の景観形成活動などの継承発展を中心として、浅間山周辺の農地の保全や建物の高さなどについて配慮した眺望景観の確保
多摩川沿川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の保全・修復を図り市民が日常的に自然とふれあえる空間づくり ・河川沿いの道路の緑化や公園・緑地の保全・修復、沿道建物の緑化等を進めて水と緑のベルトにふさわしい景観の形成 ・周辺自治体と連携して水と緑を持った雄大な眺望景観の形成

図 景観形成推進地区



出典：府中市景観計画

4 緑を取り巻く状況

(1) 「緑地」の状況

- 平成28年の「緑地」は、746.58haで、市面積の25.37%となっています。「緑地」の変化状況をみると、平成20年から平成28年までの8年間で2.23haの増加となっています。これは、生産緑地地区等が減少傾向にあるものの、都市公園等の公園・緑地の整備が進んだことによるものです。

※ 「緑地」の定義

- ・本計画における「緑地」とは、都市施設の緑地（都市公園、条例等の公園等）、制度上安定した緑地（生産緑地・保安林等）、社会通念上安定した緑地（寺社境内地、公開性のある施設等）を言います。
- ・これら「緑地」は、市民生活に潤いや安らぎを与えてくれるほか、地域の個性や魅力を創出するなど、都市の魅力を高める機能を有しています。

表 緑地の現況量及び変化量

	平成20年3月末		平成28年3月末		増減
	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	180.68	6.14	183.98	6.25	3.30
都市公園	171.69	5.83	178.35	6.06	6.67
条例等の公園	8.99	0.31	4.02	0.14	-4.98
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	450.47	15.31	449.90	15.29	-0.57
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	113.20	3.85	112.70	3.83	-0.50
合 計	744.35	25.29	746.58	25.37	2.23

出典：公園緑地課資料

(2)「緑被地」の状況

- 「緑被地」は、平成28年5月に撮影した航空写真を判読した結果、868.63haが確認され、本市の面積2,943haの29.52%に達しています。このうち、樹木・樹林と樹木畑・果樹園を合わせた樹木被覆地は494.52ha(16.80%)、人工草地(芝地等)、雑草地と田畑を合わせた草地は374.11ha(12.71%)となっています。

※「緑被地」の定義

- ・「緑被地」とは、樹木・樹林、草地、農地など、植物で覆われた土地のことで、本市に占める割合を「緑被率」といいます。
- ・この「緑被率」は、都市の魅力のひとつといえる「緑の豊かさ」の指標になります。

緑被区分	定義
1 樹木・樹林	高木、中木、低木 (幹や枝が長年にわたり肥大・成長し続ける植物)
2 樹木畑・果樹園	樹木、樹林地、果樹園など
3 雑草地	雑草地、雑草に覆われた空き地、河川敷の草地
4 人工草地	芝地(庭、庭園、施設内、道路端等にあるもの)など
5 田畑	田、畑、耕作放棄地

図 2-3-1 緑被地の判断イメージ

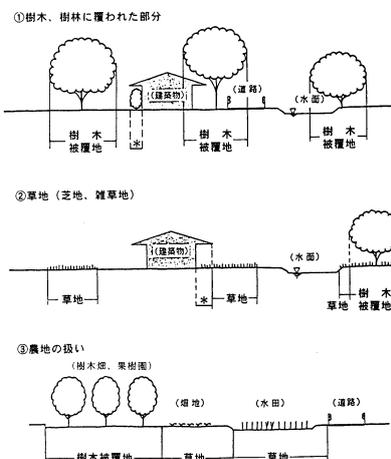
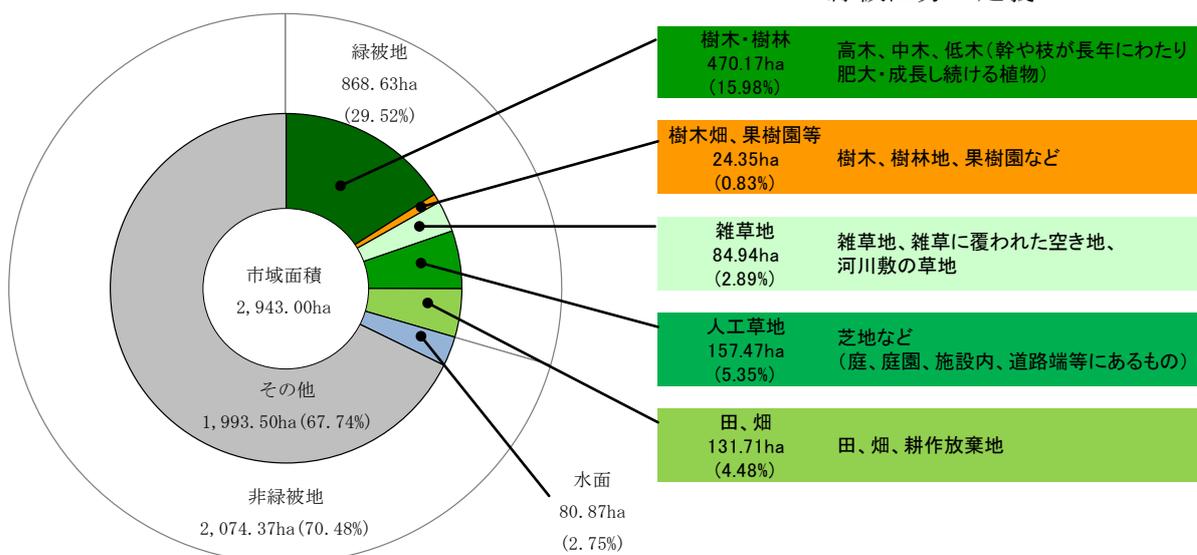


図 緑被地等の内訳



大規模な樹林は、都立多摩総合医療センター周辺、東京農工大学、府中基地跡地、多磨霊園、大國魂神社及び八幡神社周辺のほか、武蔵台公園、郷土の森公園、都立府中の森公園、都立浅間山公園、都立武蔵野公園などに分布しています。

大規模な草地(人工草地、雑草地)は、多摩川河川敷や東京競馬場、企業グラウンドで見られます。

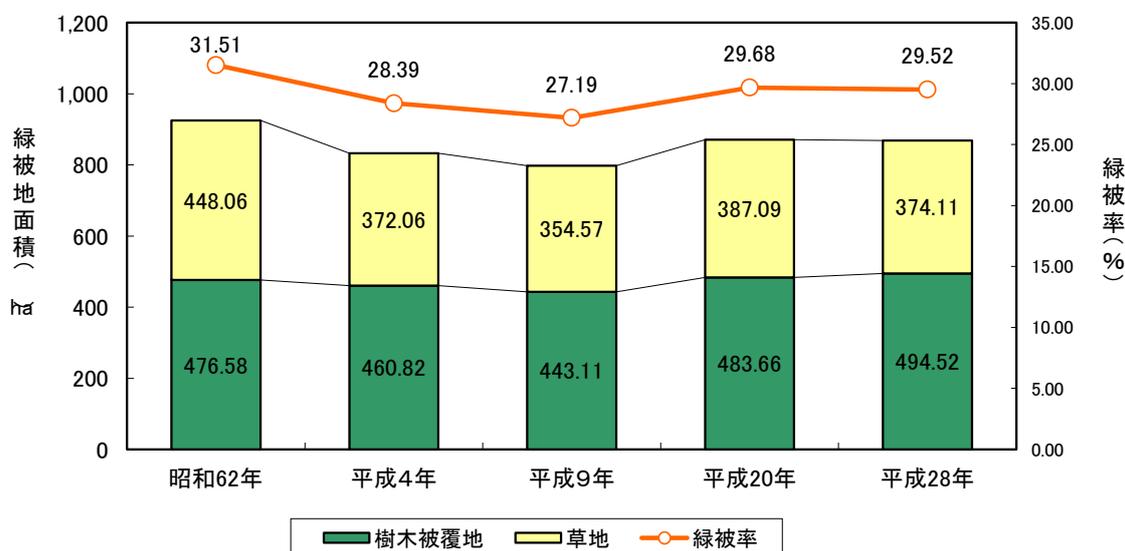
特徴ある緑被地は、府中崖線に沿った樹林や、人見街道や旧甲州街道沿いの屋敷林を中心とした樹木・樹林があげられます。これらは市街地において緑の豊かさを感じさせる貴重な緑となっています。

農地(田畑及び樹木畑・果樹園)は、市の南西部の四谷周辺や南東部の押立町周辺などに多く残されており、市街地にゆとりを与えてくれる空間となっています。

昭和62年以降、緑被地は減少傾向にありましたが、平成9年を底に、平成20年以降は横ばいで、推移しています。

平成20年と平成28年の緑被率を比較すると、緑被面積で2.12ha、緑被率で0.16ポイント減少しています。減少は、草地の減少によるもので、平成20年と平成28年を比較すると、面積で12.98ha、草地率で0.48ポイント減少しています。一方で、樹木被覆地は平成9年以降増加傾向にあり、平成20年と平成28年を比較すると、面積で10.86ha、樹木被覆率で0.32ポイント増加しています。

図 緑被地の推移

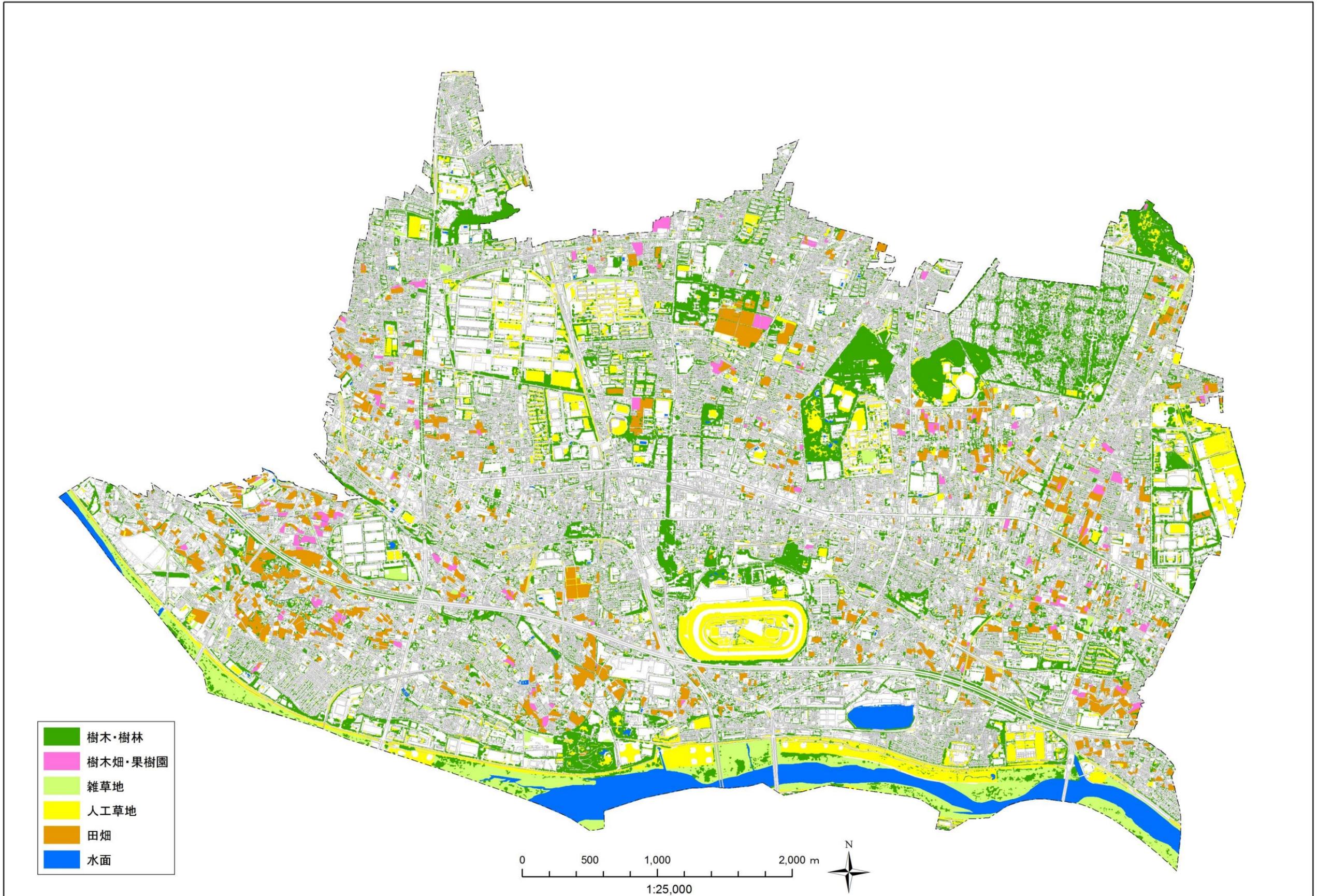


※平成28年5月に撮影した航空写真より調査。

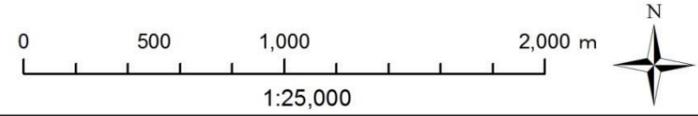
※調査技術の向上により、平成20年以降の緑被地には、平成9年まで緑被地として捉えられなかった宅地内の小規模緑被地の面積が含まれる。

※緑被率は、本市に占める緑被地面積の割合。

図 緑被現況図



- 樹木・樹林
- 樹木畑・果樹園
- 雑草地
- 人工草地
- 田畑
- 水面



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（MMT 利許第27043号-53）

(3)「みどり率」の状況

- 平成28年の「みどり率^{*}」は、本市の面積2,943haの39.02%に達しています。このうち、公園などの「緑地」に含まれない「緑被地」は392.66ha(13.34%)となっています。

※「みどり率」の定義

- ・「みどり率」とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路などの面積が、本市に占める割合のことで、従来の「緑被率」に、「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑に覆われていない面積の割合」を加えたものとなります。
- ・「みどり率」は、東京都が策定した「緑の東京計画」において提示された、都市の魅力のひとつといえる「緑の豊かさ」の指標です。

図 「みどり」の体系

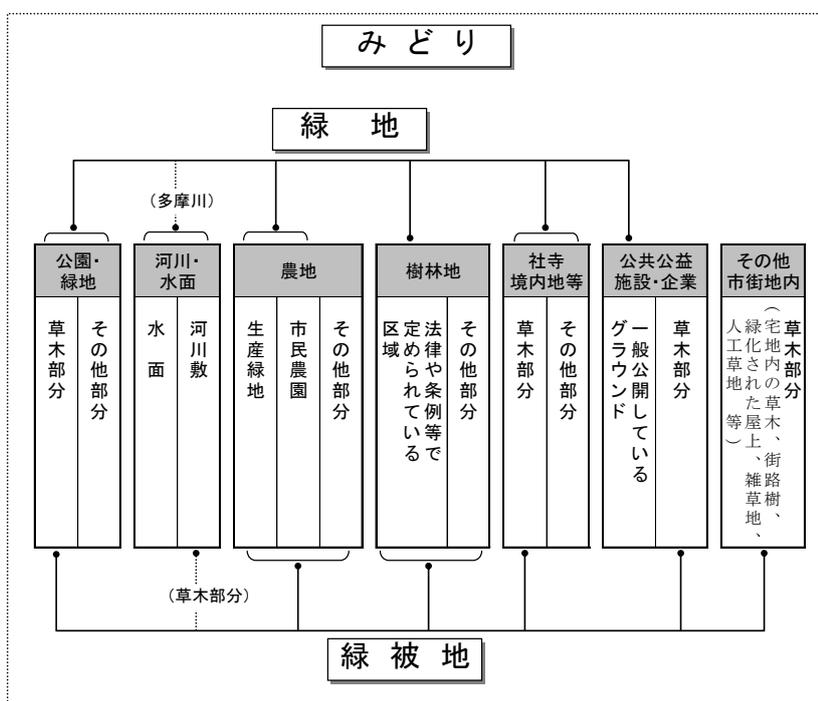
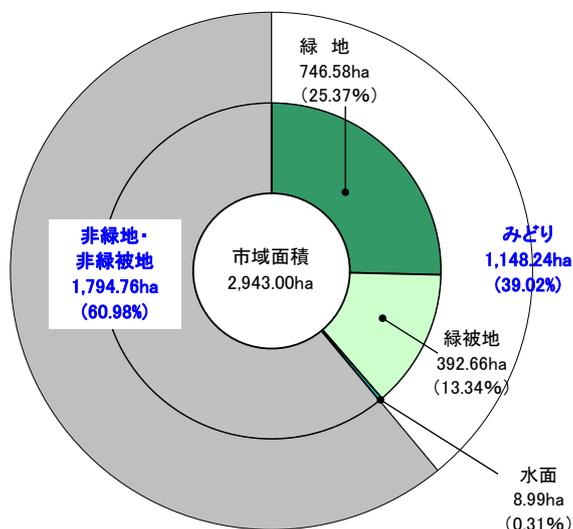


図 みどり率の割合

表 みどり率の現状

	平成28年
みどり率 (みどり面積／ 市域面積)	39.02%



※緑地は、公園緑地課資料より調査。
 ※緑被地は、平成28年5月に撮影した
 航空写真より調査。

(4) 樹木・樹林地の状況

① 樹木の状況（樹冠が10㎡以上の樹木）

樹冠が10㎡以上の樹木（民有地の樹林に含まれるものは除く）について、平成20年と平成28年の航空写真を比較し調査した結果、平成20年から平成28年の8年間で樹木は2,039本減少（4,242本減少、2,203本増加）しました。

減少の内訳は、伐採によるものが3,170本と過半を占めており、強剪定によるものが1,072本となっています。

増加の内訳は、新たに植栽されたものが2,046本、成長によるものが157本となっており、その多くが街路樹となっています。

表 樹木本数の増減（平成20年から平成28年）

変化区分			公 共(本)					民 間(本)				合計 (本)
			公園	街路樹	学校	その他	小計	寺社	工場	その他	小計	
減少 本数 (本)	伐採	土地利用の変化なし	▲ 80	▲ 468	▲ 110	▲ 222	▲ 880	▲ 16	▲ 19	▲ 415	▲ 450	▲ 1,330
		宅地化による伐採	▲ 2	▲ 2		▲ 29	▲ 33			▲ 821	▲ 821	▲ 854
		宅地化以外による伐採	▲ 16	▲ 8	▲ 113	▲ 218	▲ 355	▲ 30	▲ 45	▲ 556	▲ 631	▲ 986
	縮小	強剪定により10㎡未満となったもの	▲ 81	▲ 585	▲ 36	▲ 209	▲ 911	▲ 2	▲ 18	▲ 141	▲ 161	▲ 1,072
	減少分小計		▲ 179	▲ 1,063	▲ 259	▲ 678	▲ 2,179	▲ 48	▲ 82	▲ 1,933	▲ 2,063	▲ 4,242
増加 本数 (本)	拡大	成長により10㎡以上となったもの	274	990	113	344	1,721		28	297	325	2,046
	植栽	新たに植栽されたもの	2		2	121	125		1	31	32	157
	増加分小計		276	990	115	465	1,846		29	328	357	2,203
差 引			97	▲ 73	▲ 144	▲ 213	▲ 333	▲ 48	▲ 53	▲ 1,605	▲ 1,706	▲ 2,039

※樹冠面積が10㎡以上の高木を対象（樹林に含まれるものは除く）としています。

② 樹林の状況（民有地内の樹林地のうち 330 m²以上のもの）

ア) 民有地内の樹林の状況

平成28年に撮影した航空写真を用いて、民有地内の樹林のうち330m²以上のものを調査した結果、箇所数381か所、面積57,76haが確認され、1か所当たりの樹林面積は1,516m²となりました。

樹林の内訳は、独立林が220か所（33.33ha）と箇所数、面積ともに過半を占めています。箇所順では、屋敷林が97か所（7.15ha）と独立林に次いで多くなっていますが、1か所当たりの樹林面積は737m²と小さく、面積順では寺社林が11.31ha(32か所)と独立林に次いで多くなっています。

表 民有地における樹林の状況

樹林形態	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	1か所当たり 面積(m ²)
屋敷林	97	7.15	737
寺社林	32	11.31	3,534
独立林	220	33.33	1,515
その他	32	5.97	1,866
合計	381	57.76	1,516

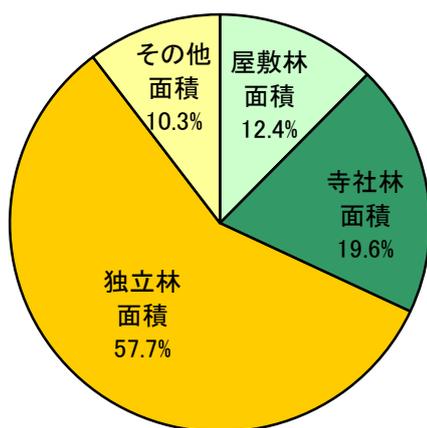
注1) 樹冠面積が10m²以上の高木の一团で330m²以上ある樹林が対象。

注2) その他とは、複数の形態による樹林。

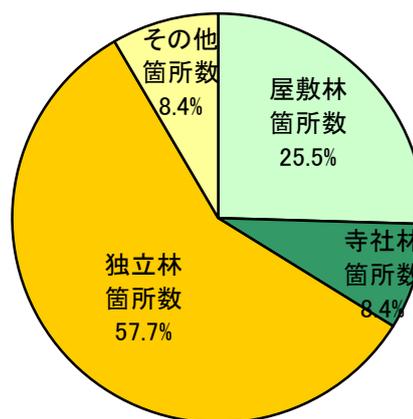
出典：公園緑地課資料

図 樹林形態別割合

樹林形態別の面積割合



樹林形態別の箇所数割合



イ) 民有地内の樹林の変化

民有地内の樹林の変化の確認は、平成20年当時当時に樹林として認識されていたものを基本として、増減を調査しました。

この結果を用いて平成20年と平成28年を比較すると、箇所数は屋敷林(13か所減)、社寺林(2か所減)で、面積は屋敷林(0.89ha減)、その他(0.33ha減)で減少していますが、全体としては箇所数が18か所、面積が2.61haの増加となっています。

表 民有地における樹林の推移

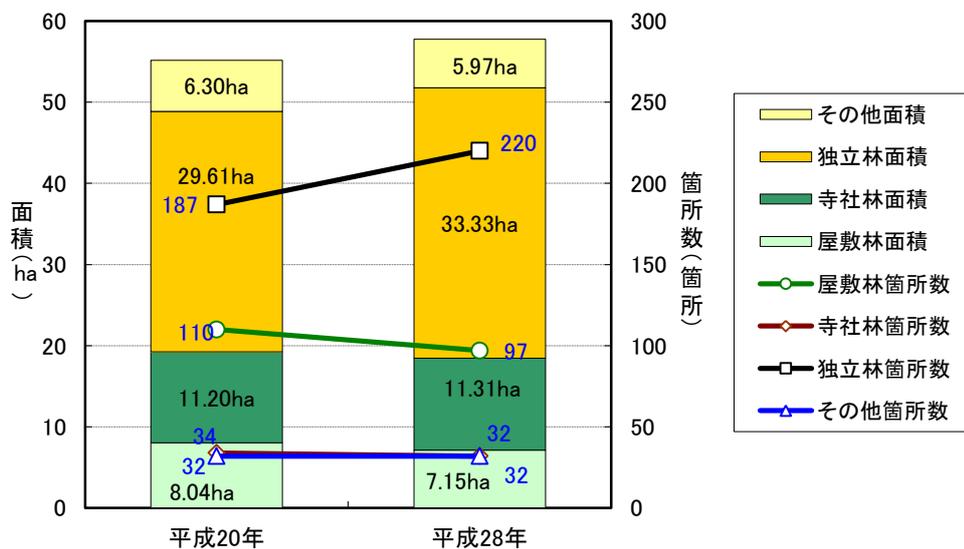
樹林形態	平成20年注2		平成28年		増 減		
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	面積増減率 (%)
屋敷林	110	8.04	97	7.15	▲ 13	▲ 0.89	▲ 11.07
寺社林	34	11.20	32	11.31	▲ 2	0.11	0.98
独立林	187	29.61	220	33.33	33	3.72	12.56
その他注3	32	6.30	32	5.97	0	▲ 0.33	▲ 5.24
合 計	363	55.15	381	57.76	18	2.61	4.73

注1) 樹冠面積が10㎡以上の高木の一団で330㎡以上ある樹林が対象。

注2) 「府中市のみどり2009（平成21年3月）」に記されている値。

注3) その他とは、複数の形態による樹林。

図 民有地における樹林の推移



(5) 崖線樹林調査

府中崖線の樹林の状況をみると、平成9年から平成28年にかけて、0.31ha減少しています。内訳をみると、民有地の樹林が1.41ha減少する一方で、国・都有地(0.38ha増)などの公有地、寺社林(0.73ha増)が増加しています。これは、平成9年調査後に敷地所有区分の違いが判明し、所有区分が変更になったことや、樹木の成長による拡大等が主な要因となっています。

国分寺崖線の樹林の状況をみると、平成9年から平成28年にかけて、0.63ha減少しています。これは、都市計画道路の整備や都立府中病院の改築による減少分となっています。

表 府中崖線の樹林の推移

区分	平成9年		平成20年		平成28年		
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
府中崖線	市有地	1.04	22.9	1.04	23.0	1.03	24.3
	国・都有地	0.20	4.4	0.58	12.8	0.58	13.7
	うち市借用地	0.05	1.1	0.09	2.0	0.1	2.4
	寺社林	1.22	26.9	2.17	48.0	1.95	46.1
	うち市借用地	0.19	4.2	0.22	4.9	0.21	5.0
	うち指定樹林	-	-	0.07	1.5	0.07	1.7
	民有地	2.08	45.8	0.73	16.2	0.67	15.8
	うち市借用地	0.03	0.7	0.10	2.2	0.10	2.4
	うち指定樹林	0.27	5.9	0.00	0.0	0.00	0.0
	崖線の樹林 計	4.54	100.0	4.52	100.0	4.23	100.0
国分寺崖線	国・都有地	4.38	100.0	3.96	100.0	3.75	100.0
	崖線の樹林 計	4.38	100.0	3.96	100.0	3.75	100.0

資料：平成9年は「府中市のみどり（平成10年3月）」、平成20年は「府中市のみどり2009（平成21年3月）」、平成28年は航空写真からの計測値

図 崖線の樹林の状況



＜府中崖線に残る樹林＞

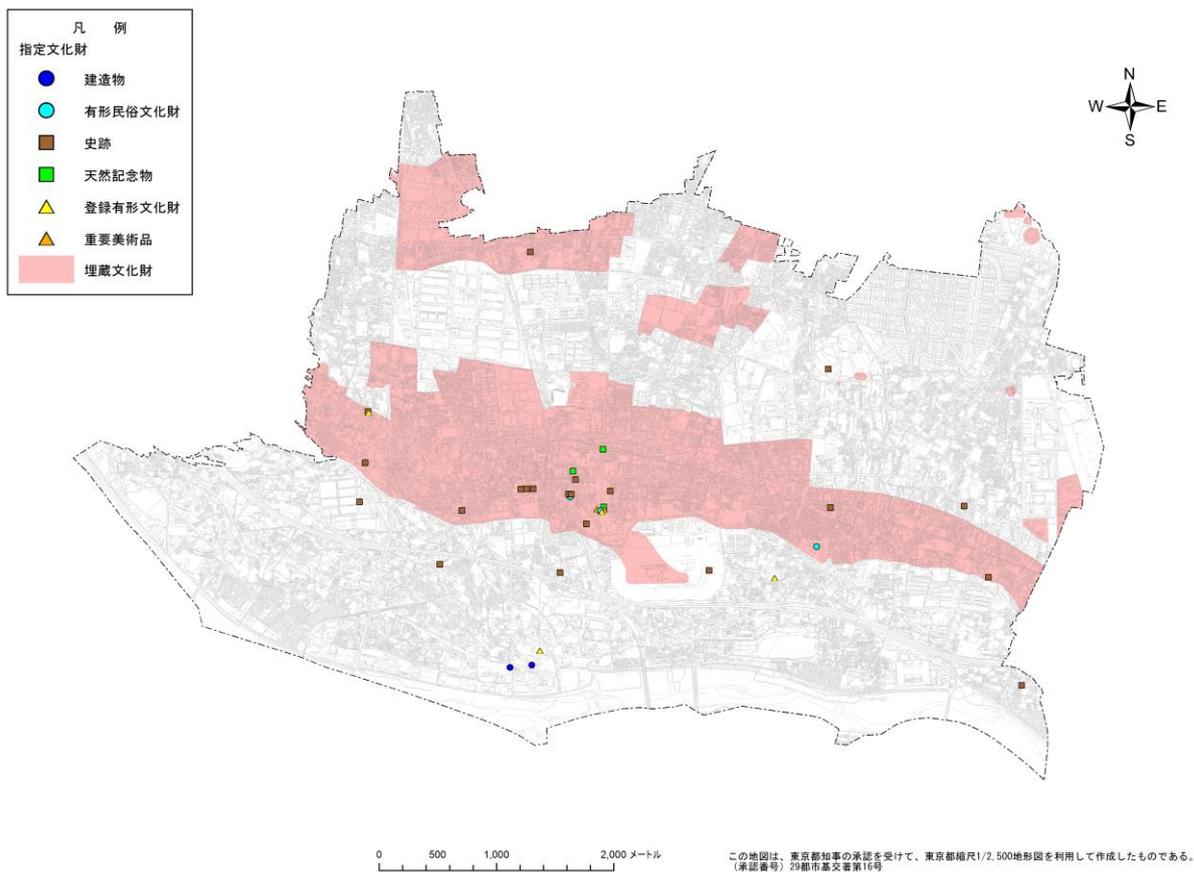
※段丘下はNEC府中事業場、段丘上は西府土地区画整理事業区域。

(6) 歴史的な緑の状況

① 指定文化財の状況

- 指定文化財は、府中の魅力や個性を創出する重要な資源であり、緑地空間と連携し地域の魅力や個性を高めるものといえます。市では、次表の文化財・史跡が指定文化財として登録され、市内各所に点在しています。

図 指定文化財の状況



資料：府中市ホームページ(平成29年3月31日現在)

表 指定文化財一覧（1／2）

番号	文化財種別	指定主体	指定年月日	名称
1	重要文化財	国	大2.4.14	鉄造阿弥陀如来坐像附 鉄造阿弥陀如来立像
2	天然記念物	国	大13.12.9	馬場大門のケヤキ並木
3	重要文化財	国	昭3.8.17	銅造阿弥陀如来立像
4	重要文化財	国	昭24.2.18	木造狛犬
5	重要文化財	国	昭59.6.6	南部家文書
6	重要文化財	国	昭61.6.6	薙刀無銘一文字
7	史跡	国	平17.3.2	武蔵国分寺跡(武蔵国分寺参道口跡)
8	史跡	国	平17.7.14	武蔵府中熊野神社古墳
9	史跡	国	平21.7.23	武蔵国府跡
10	史跡	国	平23.2.7追加	武蔵国府跡
11	登録有形文化財	国	平12.10.11	東京農工大学農学部本館
12	重要美術品	国	昭12.12.24	紙本墨書後柏原天皇宸翰御詠草
13	重要美術品	国	昭23.4.27	木彫仏像五体
14	重要美術品	国	昭23.4.27	古鏡四面
15	重要美術品	国	昭24.4.13	古写本三種
16	旧跡	都	大8.10.1	分倍河原古戦場
17	旧跡	都	昭4.10.2	府中高札場
18	旧跡	都	昭4.10.2	井田是政墓
19	旧跡	都	昭11.3.4	人見原古戦場
20	旧跡	都	昭12.7.22	浅野長政隠棲の跡
21	旧跡	都	昭12.10.18	川崎定孝墓
22	旧跡	都	昭14.5.1	木曾源太郎墓
23	旧跡	都	昭14.5.1	依田伊織墓
24	旧跡	都	昭14.5.1	西園寺実満墓
25	有形文化財(建造物)	都	昭37.3.31	大國魂神社本殿
26	有形文化財(工芸品)	都	昭39.4.28	蓮華形磬
27	有形文化財(建造物)	都	昭62.2.24	旧府中町役場庁舎
28	有形文化財(建造物)	都	平7.3.27	旧三岡家長屋門
29	史跡	都	平17.2.22	三千人塚
30	有形文化財(考古資料)	都	平26.3.25	武蔵台遺跡23号住居跡出土品
31	有形文化財(古文書)	市	昭34.12.11	小田原北条免税朱印状(2通)
32	史跡	市	昭34.12.11	野村瓜州の墓
33	有形文化財(考古資料)	市	昭36.2.23	建長4年の三所宮板碑
34	有形文化財(考古資料)	市	昭36.2.23	応永16年の法華経板碑
35	有形文化財(工芸品)	市	昭36.2.23	鹿島神社懸仏
36	有形文化財(古文書)	市	昭36.2.23	北条氏照の書翰(2通)
37	有形文化財(考古資料)	市	昭36.2.23	井田墓地内の板碑(33基)
38	天然記念物	市	昭36.12.15	大國魂神社境内樹木の一部
39	有形文化財(彫刻)	市	昭39.1.9	竜光寺阿弥陀如来像
40	有形文化財(絵画)	市	昭39.1.9	紹巴の賛のある渡唐天神の軸
41	有形文化財(絵画)	市	昭39.1.9	関良雪の自画像軸
42	有形文化財(歴史資料)	市	昭39.1.9	文禄3年の幣束立
43	有形文化財(古文書)	市	昭40.3.11	文禄3年の検地帳
44	有形文化財(古文書)	市	昭40.3.11	天正18年の検地帳
45	有形文化財(工芸品)	市	昭40.3.11	天正8年の鱗口

表 指定文化財一覧（2 / 2）

番号	文化財種別	指定主体	指定年月日	名称
46	有形文化財(工芸品)	市	昭40.3.11	有海の鞍
47	有形文化財(工芸品)	市	昭40.3.11	文禄3年在銘の鞍
48	旧跡	市	昭45.8.24	高林吉利の墓
49	有形文化財(書跡)	市	昭47.6.30	徳川慶喜自筆の額
50	有形文化財(古文書)	市	昭49.3.15	徳川家の朱印状(12通)
51	有形文化財(工芸品)	市	昭49.3.15	大國魂神社神宝の刀剣(3振)
52	有形文化財(建造物)	市	昭56.10.16	大國魂神社鼓楼
53	有形文化財(工芸品)	市	昭56.10.16	大國魂神社神宝の刀剣(1振)
54	有形文化財(建造物)	市	昭58.5.27	旧河内家住宅
55	史跡	市	昭59.1.27	甲州街道常久一里塚跡
56	史跡	市	昭59.1.27	甲州街道本宿一里塚跡
57	有形文化財(工芸品)	市	昭60.1.25	大國魂神社奉納刀剣(10振)
58	天然記念物	市	昭61.5.23	矢島稲荷の大ケヤキ
59	有形文化財(工芸品、歴史資料)	市	昭63.12.26	久世大和守寄進物(7品)
60	有形文化財(考古資料)	市	平1.8.23	八雲神社脇の元応の板碑
61	有形文化財(建造物)	市	平2.12.26	高安寺観音堂
62	有形文化財(歴史資料)	市	平5.12.22	ケヤキ並木馬場寄進の碑
63	有形文化財(考古資料)	市	平6.2.25	高倉古墳群出土銀象嵌大刀その他
64	有形文化財(考古資料)	市	平8.4.8	長福寺出土の板碑群
65	有形文化財(考古資料)	市	平13.10.30	仏像を伴った中世壘墓出土一括品
66	史跡	市	平13.10.30	高倉塚古墳
67	史跡	市	平16.3.31	御嶽塚
68	有形文化財(考古資料)	市	平18.5.29	国史跡武蔵府中熊野神社古墳出土銀象嵌鞍尻金具他一括品
69	有形文化財(建造物)	市	平20.5.30	熊野神社本殿・拜殿
70	史跡	市	平20.11.27	旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕
71	有形民俗文化財(民俗資料)	市	平26.2.19	大國魂神社の木造獅子頭一対
72	有形文化財(建造物)	市	平26.5.21	大國魂神社東照宮本殿 附 寛保3年再建の棟札 1枚
73	市登録有形文化財(歴史資料)	市	平20.11.27	谷中真吾彰徳碑

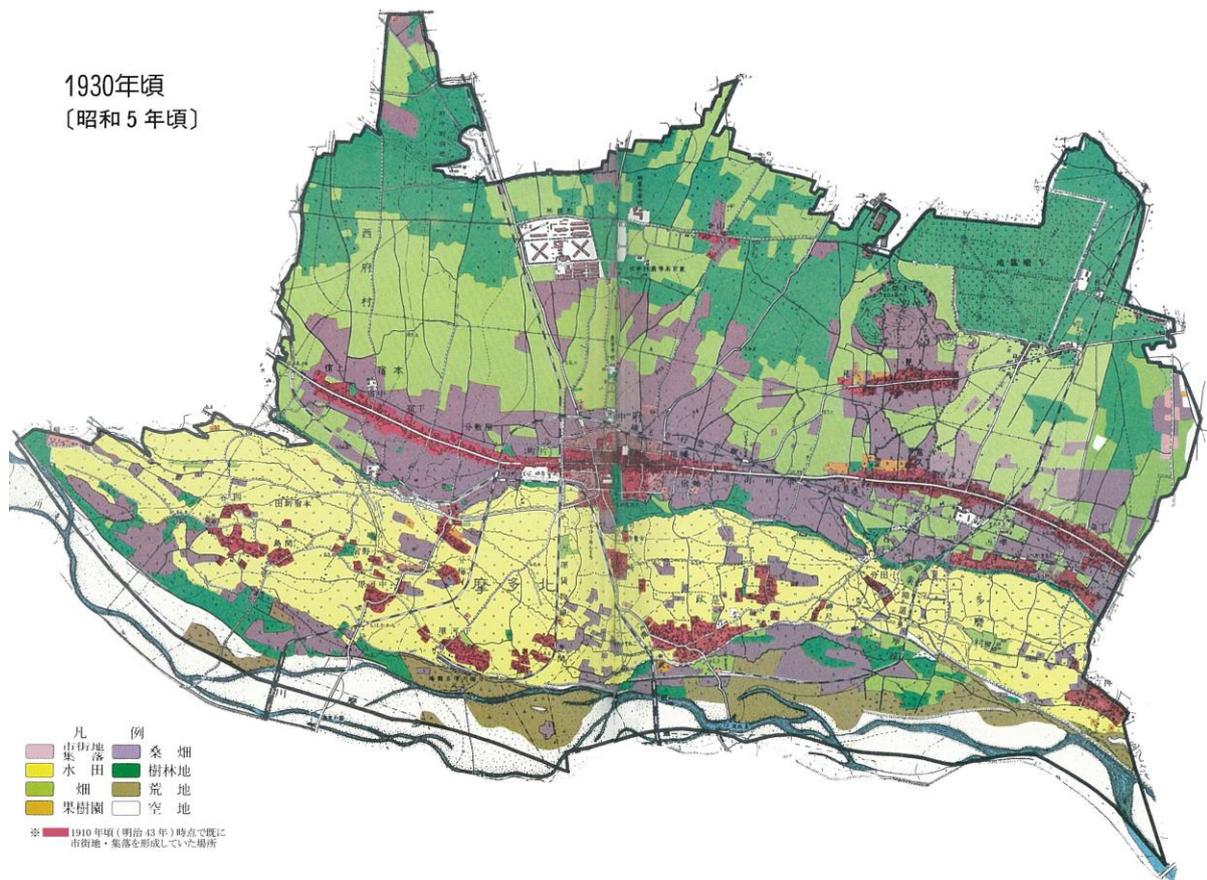
資料：府中市ホームページ(平成29年3月31日現在)

※無形文化財は除く。

②過去の土地利用からみる緑の状況

- 昭和5年頃の土地利用現況をみると、府中崖線を境に、南側の多摩川低地には水田が、北側の立川段丘上には畑地が広がり、甲州街道沿いには桑畑も多くみられます。また、国分寺崖線や浅間山を中心とした市北部と、府中崖線、多摩川付近にまとまった樹林地がみられます。
- 現在では、これら農地や樹林地の多くは姿を消していますが、四谷地区などに残る水田や自然樹林、崖線や浅間山の樹林地などは、当時の姿を今に伝えており、本市を特徴づける貴重な緑となっています。

図 府中市の土地利用（昭和5年頃）



出典：府中の自然（地形地質）ガイドブック（昭和60年）

(7) 安全機能からみた緑の状況

① 一時集合場所・広域避難場所の指定状況

- 一定のオープンスペースをもつ緑地は、市街地の延焼防止や建物倒壊による危険を回避できる貴重な空間であり、災害時の避難場所として防災上重要な役割を果たします。
- 災害による危険が切迫した状況において、市民等が緊急に避難する際の避難先として、市立小中学校や高校の校庭等の39か所を指定避難場所に指定しています。
- 大規模な延焼火災などの危険を回避するために必要な面積を有するオープンスペースを「広域避難場所」として、多摩川河川敷や東京農工大学など10か所を指定しています。

表 指定避難場所一覧

番号	指定避難場所	番号	指定避難場所
1	市立府中第一小学校（府中市寿町2丁目6番地）	21	市立日新小学校（府中市日新町5丁目22番地）
2	市立府中第二小学校（府中市緑町1丁目29番地）	22	市立住吉小学校（府中市住吉町2丁目30番地）
3	市立府中第三小学校（府中市片町3丁目5番地）	23	市立府中第一中学校（府中市幸町1丁目22番地）
4	市立府中第四小学校（府中市白糸台1丁目58番地）	24	市立府中第二中学校（府中市紅葉丘1丁目23番地）
5	市立府中第五小学校（府中市本宿町1丁目37番地）	25	市立府中第三中学校（府中市本町4丁目16番地）
6	市立府中第六小学校（府中市天神町4丁目14番地）	26	市立府中第四中学校（府中市美好町2丁目13番地）
7	市立府中第七小学校（府中市北山町2丁目23番地）	27	市立府中第五中学校（府中市新町2丁目44番地）
8	市立府中第八小学校（府中市是政1丁目34番地）	28	市立府中第六中学校（府中市押立町1丁目2番地）
9	市立府中第九小学校（府中市栄町3丁目7番地）	29	市立府中第七中学校（府中市武蔵台2丁目4番地）
10	市立府中第十小学校（府中市若松町4丁目29番地）	30	市立府中第八中学校（府中市四谷1丁目2827）
11	市立白糸台小学校（府中市白糸台2丁目16番地）	31	市立府中第九中学校（府中市小柳町2丁目49番地）
12	市立南白糸台小学校（府中市白糸台6丁目48番地）	32	市立府中第十中学校（府中市西府町4丁目21番地）
13	市立小柳小学校（府中市小柳町3丁目21番地）	33	市立浅間中学校（府中市浅間町5丁目5番地）
14	市立若松小学校（府中市若松町3丁目11番地）	34	明星学苑（府中市栄町1丁目1番地）
15	市立矢崎小学校（府中市矢崎町4丁目9番地）	35	都立府中高等学校（府中市栄町3丁目3番地）
16	市立南町小学校（府中市南町3丁目6番地）	36	都立府中東高等学校（府中市押立町4丁目21番地）
17	市立武蔵台小学校（府中市武蔵台2丁目3番地）	37	都立府中西高等学校（府中市日新町4丁目6番地）
18	市立本宿小学校（府中市本宿町4丁目19番地）	38	都立農業高等学校（府中市寿町1丁目10番地）
19	市立四谷小学校（府中市四谷3丁目2740）	39	都立府中工業高等学校（府中市若松町2丁目19番地）
20	市立新町小学校（府中市新町1丁目25番地）		

表 広域避難場所一覧

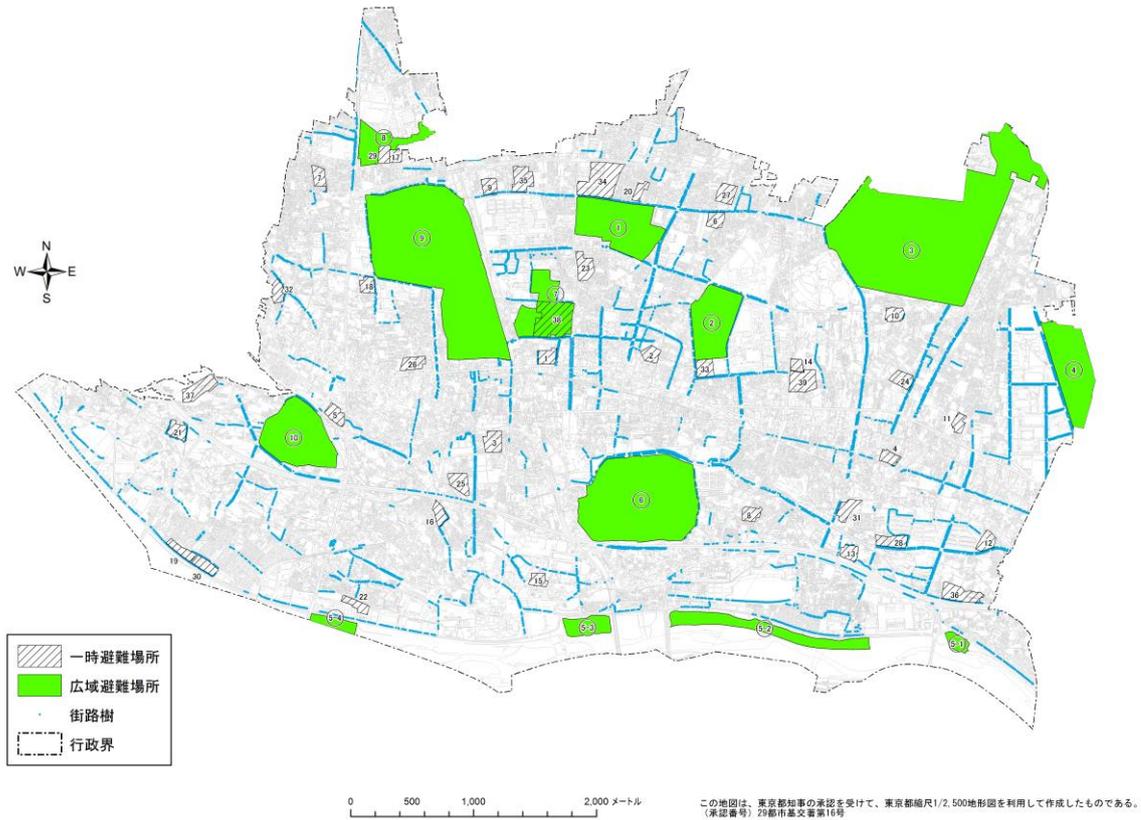
番号	広域避難場所
1	東京農工大学
2	都立府中の森公園
3	多磨霊園・武蔵野公園
4	都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場
5の1	多摩川河川敷（押立地区）
5の2	多摩川河川敷（是政・小柳町地区）
5の3	多摩川河川敷（是政地区）
5の4	多摩川河川敷（住吉地区）
6	東京競馬場
7	市民球場・市民陸上競技場・都立農業高校
8	武蔵台緑地
9	東芝府中事業所
10	日本電気府中事業場

出典：府中市ホームページ
（平成25年9月5日現在）

②幹線道路における街路樹の植栽状況

- 良好な景観形成への寄与や騒音の低減、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果を有する街路樹は、都市計画道路の整備等にあわせて植栽が進んでおり、幹線道路の多くは既に街路樹が植栽されています。

図 一時避難所・広域避難所、街路樹の状況



資料：府中市ホームページ
(平成25年9月5日現在)
公園緑地課資料

(8) 余暇活動の場としての緑の状況

①公園・緑地の状況

ア) 都市公園の整備状況

- 平成28年時点の都市公園は、278か所（178.35ha）が整備されており、1人当たり公園面積は6.86㎡/人となっています。なお、本市には4か所の都立公園があり、これらを除く市立公園では、274か所（129.91ha）、1人当たり公園面積5.00㎡/人となっています。

表 都市公園の整備状況

都市公園種別	平成15年3月末			平成20年3月末			平成28年3月末			変化(H15→H28)	
	箇所数	面積 (ha)	1人当たり 面積 ㎡/人	箇所数	面積 (ha)	1人当たり 面積 ㎡/人	箇所数	面積 (ha)	1人当たり 面積 ㎡/人	箇所数	面積 (ha)
1) 街区公園	178	23.08	0.97	188	23.92	0.95 (1.00)	217	27.30	1.05 (1.06)	39	4.22
2) 近隣公園	9	11.15	0.47	10	11.87	0.47 (0.49)	10	11.87	0.46 (0.46)	1	0.72
3) 地区公園	2	9.80	0.41	2	9.80	0.39 (0.41)	2	9.80	0.38 (0.38)	-	-
4) 総合公園	1	32.76	1.38	1	33.76	1.35 (1.41)	1	33.87	1.30 (1.32)	-	1.11
5) 運動公園	2	31.20	1.32	2	31.20	1.24 (1.30)	2	31.18	1.20 (1.21)	-	-0.02
6) 風致公園	1	0.12	0.01	1	0.12	0.00 (0.01)	1	0.12	0.00 (0.00)	-	-
7) 歴史公園	-	-	-	-	-	-	1	0.07	0.00 (0.00)	1	0.07
8) 緑地	12	1.58	0.07	14	2.29	0.09 (0.10)	19	3.54	0.14 (0.14)	7	1.96
9) 緑道	15	10.87	0.46	15	11.01	0.44 (0.46)	17	12.04	0.46 (0.47)	2	1.17
10) 広場公園	4	0.13	0.01	4	0.13	0.01 (0.01)	4	0.13	0.01 (0.01)	-	-
(市立公園計)	224	120.69	5.09	237	124.10	4.94 (4.94)	274	129.91	5.00 (5.06)	50	9.22
11) 都立公園	4	44.83	1.89	4	47.58	1.90 (1.98)	4	48.45	1.86 (1.89)	-	3.62
都市公園 計	228	165.52	6.98	241	171.68	6.84 (7.16)	278	178.35	6.86 (6.95)	50	12.83
基準人口	237,163人			250,988人 (239,928人)			259,923人 (256,748人)				

※ 1人当たり面積の基準人口は、各年1月1日の国勢調査推計人口。

※ ()は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計、及びこれを基準人口とした1人当たり面積。

資料：公園緑地課

イ) 公園・緑地の配置状況

- 公園・緑地は、様々な余暇活動の場として重要な役割を担っており、市街地にあっては、歩いて行ける距離に公園・緑地があることが、重要な視点となります。
- 住宅市街地をみると、歩いて行ける公園・緑地の距離（誘致圏）を250mとし場合に、住居系市街地のほぼ全域に確保されています。また、都市公園の誘致圏に含まれない区域についても、仲よし広場条例等の公園によって補完されていることから、公園・緑地整備は進んでいるといえます。
- こうした状況を数値でみると、住居系市街地のうち、71.3%が都市公園の誘致圏に、18.4%が条例等の公園による誘致圏に含まれており、このいずれにも含まれない誘致圏外の面積比率は2.3%となっています。

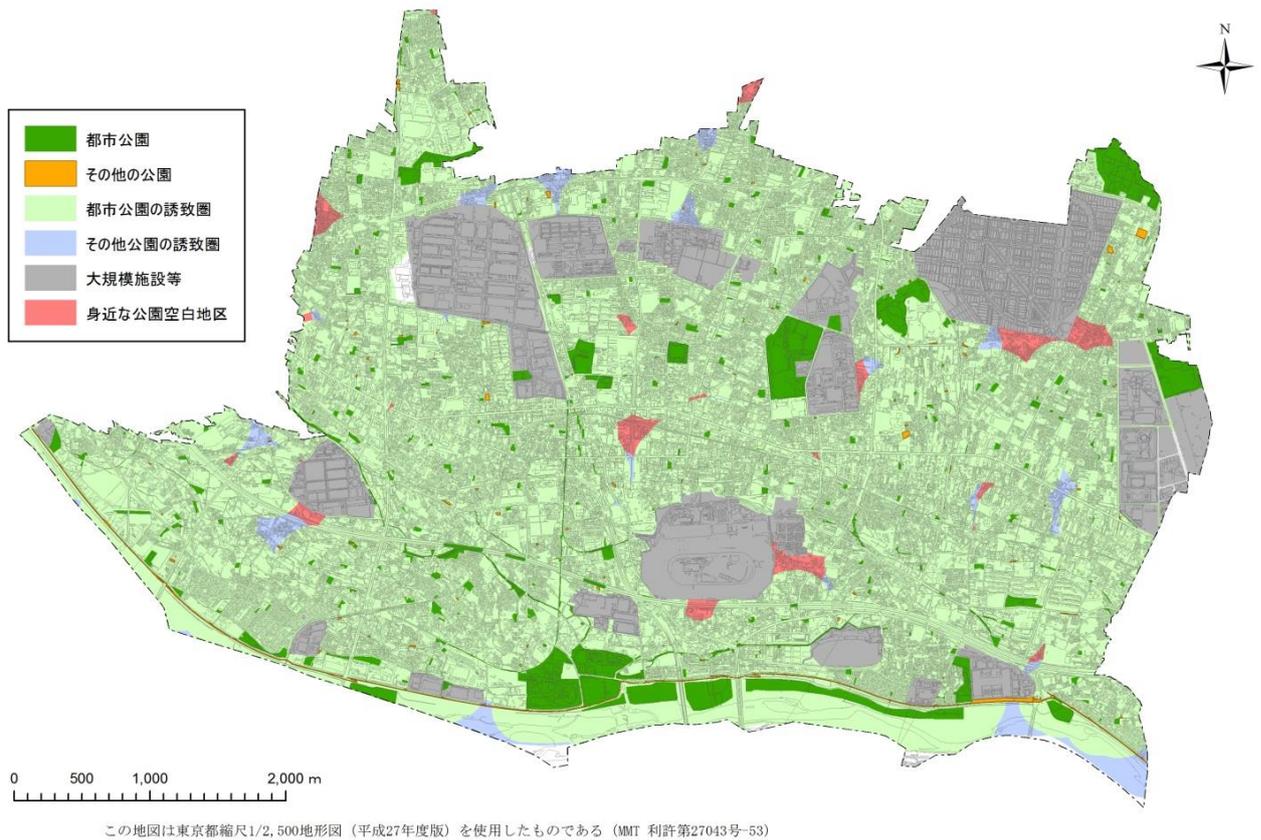
※ 「住居系市街地」とは、平成24年度土地利用現況調査のうち、「独立住宅」「集合住宅」「住居併用工場」「住商併用住宅」に分類される土地利用の区域

表 公園の配置現状

	都市公園	条例等の公園	合計
誘致圏率	79.3%	18.4%	97.7%

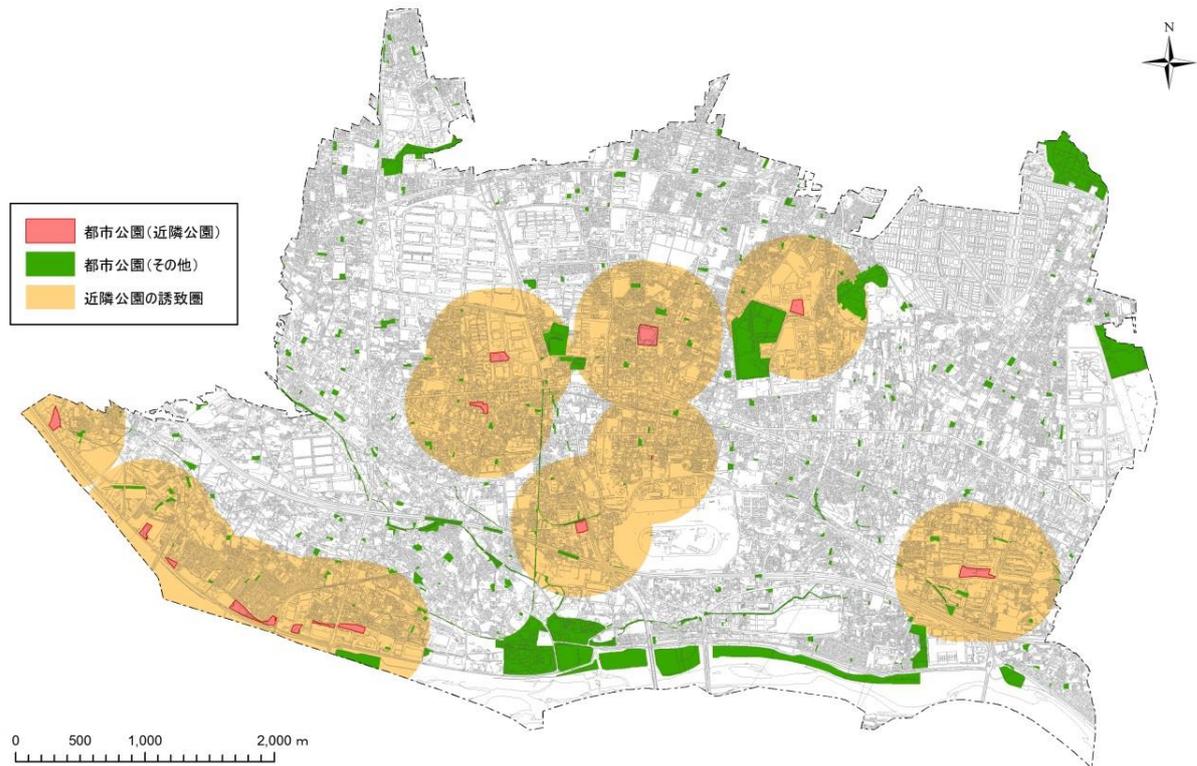
※ 誘致圏率とは、公園等を中心とした250mの範囲を誘致圏として、その範囲が本市に占める割合

図 身近な公園の誘致圏図



※ 距離 250m以内にある公園を身近な公園とし、その範囲を身近な公園の誘致圏としています。

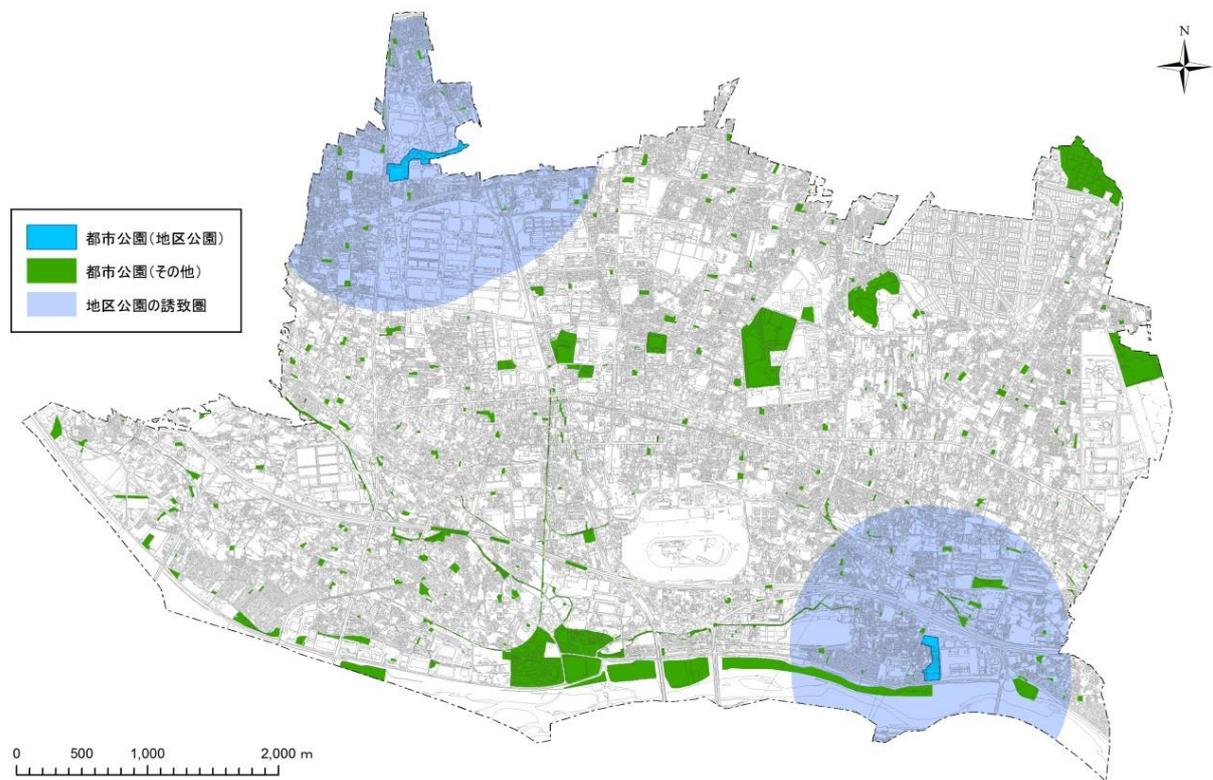
図 近隣公園の誘致圏図



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（MMT 利許第27043号-53）

※近隣公園の誘致圏は、近隣公園からの距離が500mの範囲としています。

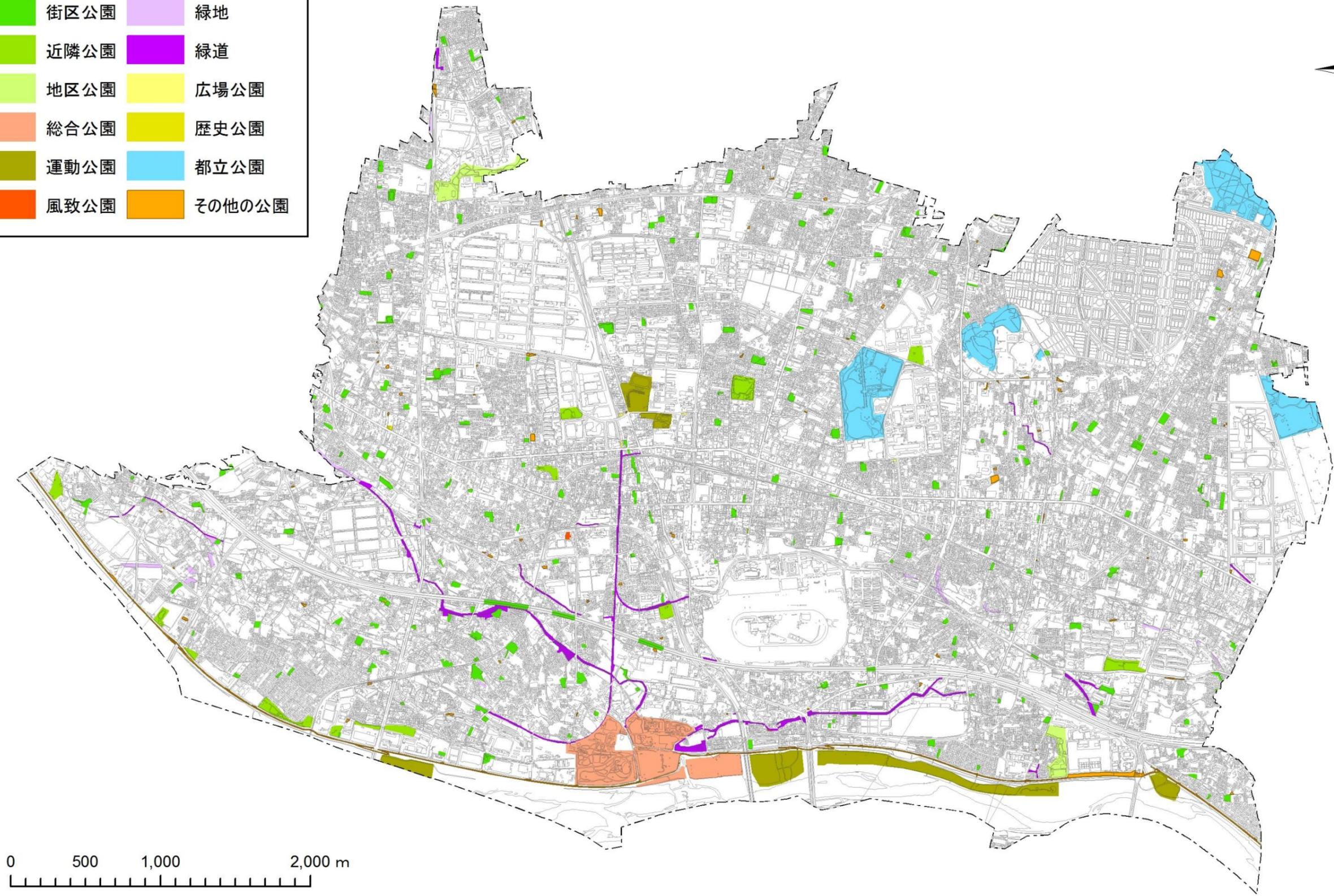
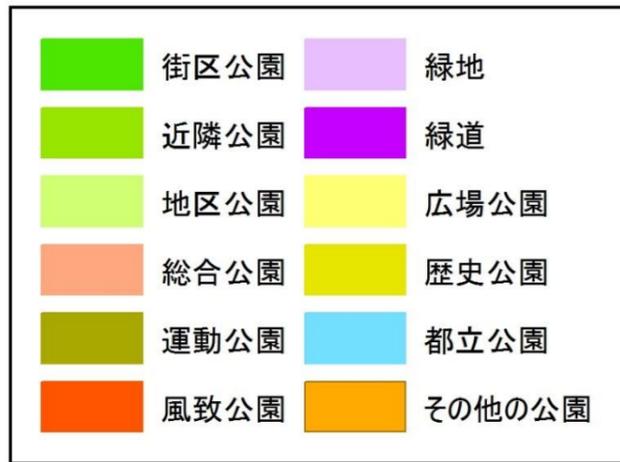
図 地区公園の誘致圏図



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（MMT 利許第27043号-53）

※地区公園の誘致圏は、地区公園からの距離が1kmの範囲としています。

図 都市公園等の整備状況図



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである（MMT 利許第27043号-53）

②レクリエーション施設の状況

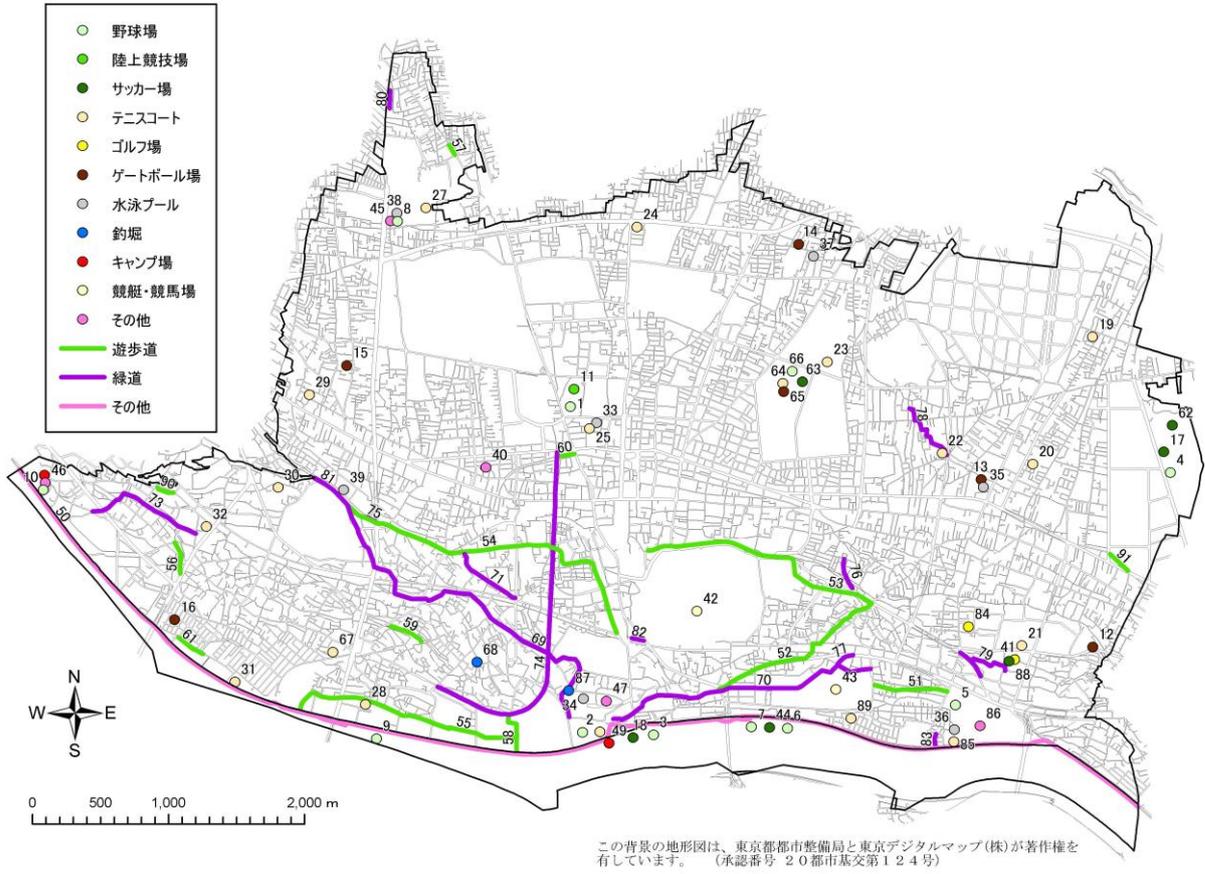
- その他、レクリエーション機能をもつ施設の配置状況は、次の表及び図に示すとおりです。

表 レクリエーション施設一覧

番号	施設名称	分類	番号	施設名称	分類
1	府中市民球場	野球場	51	小柳散歩道	遊歩道
2	郷土の森第一野球場(府中市民第一野球場)	野球場	52	三ヶ村遊歩道	遊歩道
3	郷土の森第二野球場(府中市民第二野球場)	野球場	53	第一都市遊歩道	遊歩道
4	調布基地跡地暫定少年野球場	野球場	54	第二都市遊歩道	遊歩道
5	小柳少年野球場・小柳公園運動広場	野球場	55	第三都市遊歩道	遊歩道
6	是政地区ソフトボール場	野球場	56	四谷4・5丁目遊歩道	遊歩道
7	是政地区一般野球場	野球場	57	むさしだいこみち	遊歩道
8	武蔵台少年野球場	野球場	58	南町遊歩道	遊歩道
9	住吉地区野球場	野球場	59	中原原遊歩道	遊歩道
10	四谷第4公園少年野球場	野球場	60	寿町緑道	遊歩道
11	府中市民陸上競技場	陸上競技場	61	よつやさんぼみち(四谷小学校北)	遊歩道
12	南白糸台ゲートボール場	ゲートボール場	62	朝日サッカー場	サッカー場
13	白糸台北公園ゲートボール場	ゲートボール場	63	都立府中の森公園サッカー・ホッケー場	サッカー場
14	新町ゲートボール場	ゲートボール場	64	都立府中の森公園テニスコート	庭球場
15	西府ゲートボール場	ゲートボール場	65	都立府中の森公園ゲートボール場	ゲートボール場
16	四谷地区ゲートボール場	ゲートボール場	66	都立府中の森公園小野球場	野球場
17	調布基地跡地暫定少年サッカー場	サッカー場	67	府中テニスクラブ	庭球場
18	郷土の森サッカー場(府中市民サッカー場)	サッカー場	68	府中へらぶなセンター	釣り堀
19	紅葉丘第2庭球場	庭球場	69	新田川緑道	緑道
20	紅葉丘庭球場	庭球場	70	二ヶ村緑道	緑道
21	押立庭球場	庭球場	71	雑田堀緑道	緑道
22	若松庭球場	庭球場	72	押立緑道	緑道
23	平和の森庭球場	庭球場	73	四谷緑道	緑道
24	栄町庭球場	庭球場	74	下河原緑道	緑道
25	寿町庭球場	庭球場	75	府中段丘本宿緑道	緑道
26	郷土の森庭球場(府中市民庭球場)	庭球場	76	清水が丘緑道	緑道
27	武蔵台庭球場	庭球場	77	是政緑道	緑道
28	住吉庭球場	庭球場	78	野溝緑道	緑道
29	西府庭球場	庭球場	79	三御殿堀緑道	緑道
30	日新第2庭球場	庭球場	80	むさし台緑道	緑道
31	四谷庭球場	庭球場	81	市川緑道	緑道
32	日新庭球場	庭球場	82	矢崎緑道	緑道
33	府中市民プール	プール	83	やなぎはら緑道	緑道
34	郷土の森総合プール(府中市民総合プール)	プール	84	白糸台ゴルフセンター	ゴルフ場
35	白糸台プール	プール	85	小柳庭球場	庭球場
36	小柳プール	プール	86	北多摩一号水処理再生センター屋上運動広場	その他
37	新町プール	プール	87	郷土の森公園つり堀	つり池
38	武蔵台プール	プール	88	府中スポーツガーデンフットサル場	サッカー場
39	西府プール	プール	89	南府中テニスクラブテニスコート	庭球場
40	美好水遊び広場	その他	90	日新町5丁目遊歩道	遊歩道
41	府中スポーツガーデン-ゴルフ練習場	ゴルフ場	91	白糸台東遊歩道	遊歩道
42	JRA東京競馬場	競輪、競馬場			
43	多摩川競艇場	競輪、競馬場			
44	是政運動広場(サッカー場)	サッカー場			
45	武蔵台公園運動広場	その他			
46	四谷第4公園運動広場	その他			
47	交通遊園	その他			
48	四谷第4公園青少年キャンプ訓練場	キャンプ場			
49	是政緑地レクリエーション広場	キャンプ場			
50	府中多摩川かぜのみち	その他			

資料:庁内資料

図 レクリエーション施設位置図



資料：庁内資料

(9) 市民ボランティア等の活動支援状況

- 多くの市民が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供するとともに、フィールドワークを通じて市民ボランティアを育成するため、次表に示す様々な事業により市民ボランティア等の活動を支援しています。

表 環境に関わる市民ボランティア等の活動支援事業

名称	内容
水辺の楽校事業	子どもたちを対象に多摩川などの水辺を活用した自然環境学習及び体験活動を行う自然環境の啓発事業です。
樹木保存事業	一定規模以上の樹木や樹林を指定して奨励金等を交付する、みどり豊かなまちづくりの推進するための事業です
自然環境調査員会議運営事業	市内の動植物の生息状況の把握や普及啓発に関する取組みを行う、市民や市民団体による自然環境調査員会議の運営支援等を行う事業です。
花蓮保存普及事業	大賀蓮の種を発掘した大賀一郎博士の出身地として、市民に末永く親しまれるよう「蓮を観る会」を通じて府中の花蓮をPRする事業です。
市民花壇運営事業	まちに潤いと安らぎのある生活環境を作り出すため、公園などの公共地において、市民参加による花壇づくりを行う事業です。
緑と花いっぱい運動推進事業	緑化講習会の開催や桜まつりや環境まつりにおいて、ウォーキングマップや花蓮の絵はがきを頒布等を行う、市民意識の啓発を目的とした事業です。
落ち葉の銀行事業	登録した市民団体が公園や広場を清掃し、収集した落ち葉を腐葉土して活用する、緑のリサイクルを目的とした事業です。
府中かんきょう塾2015	平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートした、環境問題をテーマとした連続講座です。
植物観察・調査(多摩川河川敷)	多摩川河川敷に自生する植物の観察会の開催と調査を行う事業です。
西府町湧水調査	西府町湧水の湧水量、水質の通年データ測定調査を行う事業です。
田んぼの学校	東京農工大学フィールドサイエンスセンターフィールドミュージアム本町農場等での農作業体験及び水田に生息する昆虫等の観察を行う事業です。

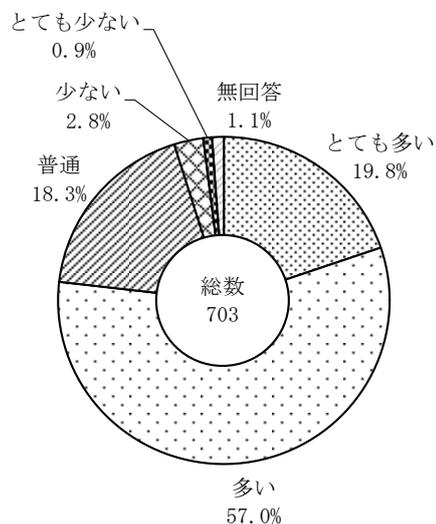
5 緑に対する市民の意識

平成29年度に実施した「府中市の緑に関するアンケート調査」より、緑の現状や今後の取組等に対する市民の意識・意向を把握します。

(1) 市内の緑の量

7割以上の方が緑の多さを実感

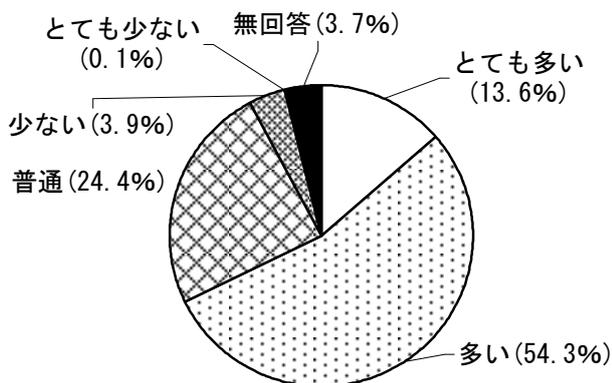
府中市内の緑の量については、「とても多い」「多い」が7割以上に達しており、市内の緑の多さを実感している結果となっています。



<前回計画時との比較>

全体傾向は変化無し

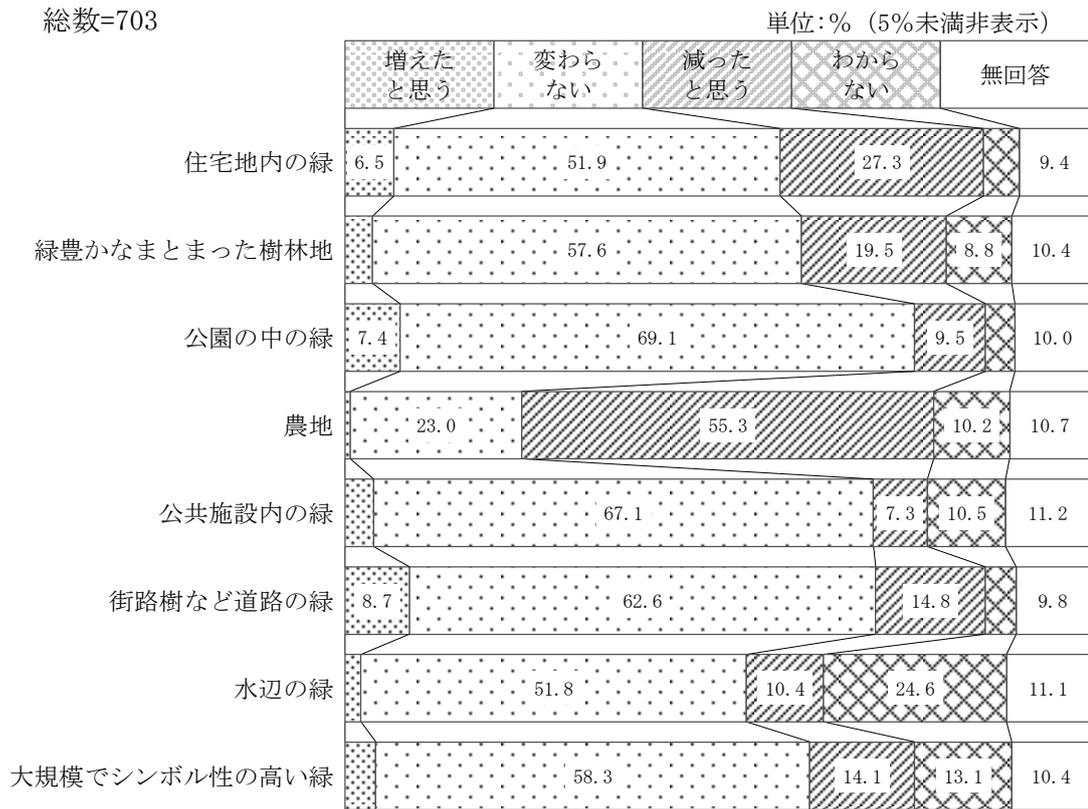
前回計画時でも、「とても多い」「多い」が約7割を占めており、緑の量については全体傾向に著しい変化は見られていません。



(2) 10年前から市内の緑の量の変化

減ったと感じている緑は「農地」「住宅地内の緑」「まとまった樹林地」

府中市は緑豊かな街だと感じられている一方、10年前と比べ「農地」「住宅地内の緑」「まとまった樹林地」が減少したと感じられており、特に「農地」の減少が顕著に感じられていました。

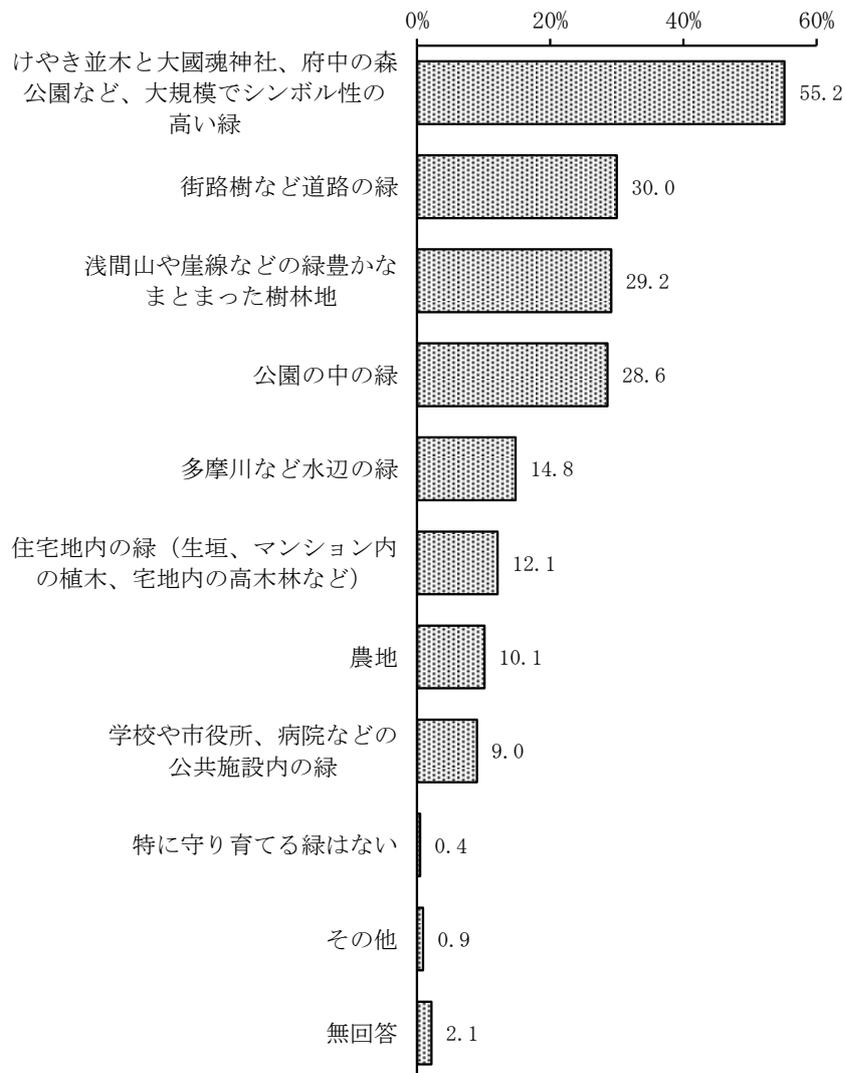


(3) 今後も守り育てる必要がある市内の緑

今後も守り育てる緑として「大規模でシンボル性の高い緑」を考えられている

今後も守り育てる緑として「大規模でシンボル性の高い緑」の割合が最も高く、「街路樹など道路の緑」「まとまった樹林地」と続きます。

しかし、10年前に比べ著しく減少していると考えられている「農地」については、割合が低い傾向にあります。



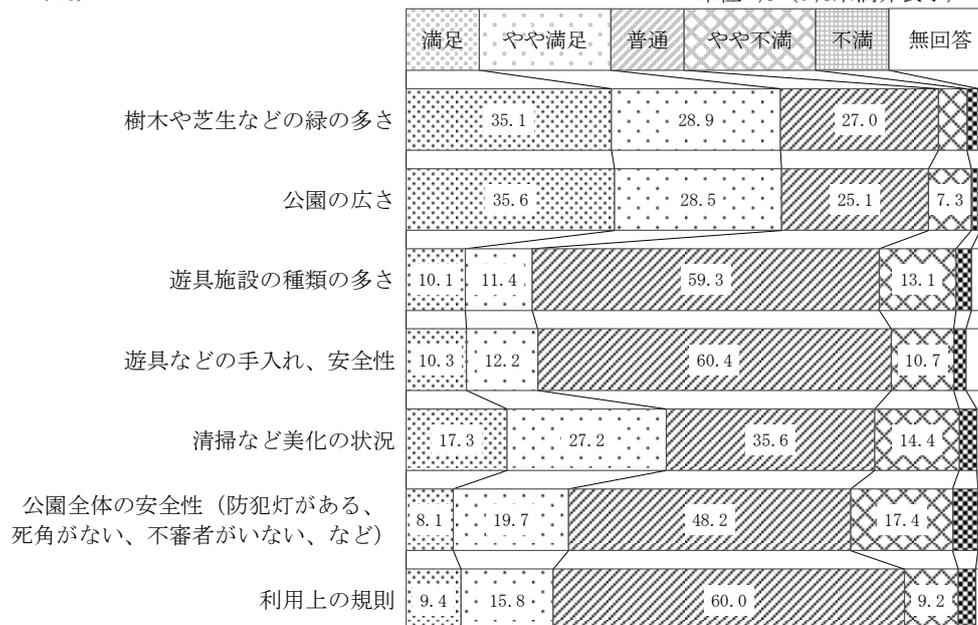
(4) 市内の公園の利用満足度

公園利用者は「樹木や芝生などの緑の多さ」「公園の広さ」「清掃などの美化状況」に満足されている傾向

公園利用者の満足割合は、「樹木や芝生などの緑の多さ」「公園の広さ」「清掃など美化の状況」が高く、一方、「公園安全性」「清掃など美化の状況」が低い傾向です。

総数=533

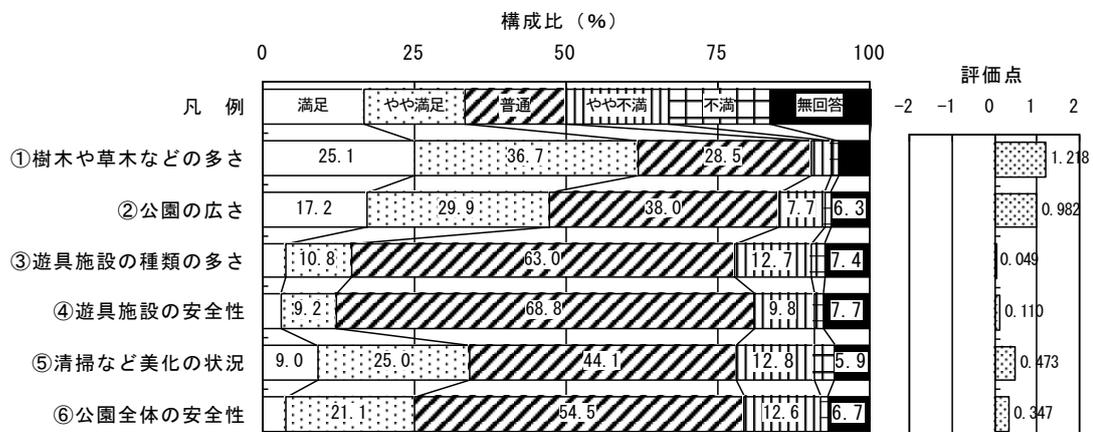
単位:% (5%未満非表示)



<前回計画時との比較>

全体傾向は変化無し

前回計画時でも「樹木や芝生などの緑の多さ」「公園の広さ」「清掃などの美化状況」の満足割合が高く、「公園の安全性」「清掃などの美化の状況」等が低い傾向であり、全体傾向に著しい変化は見られません。

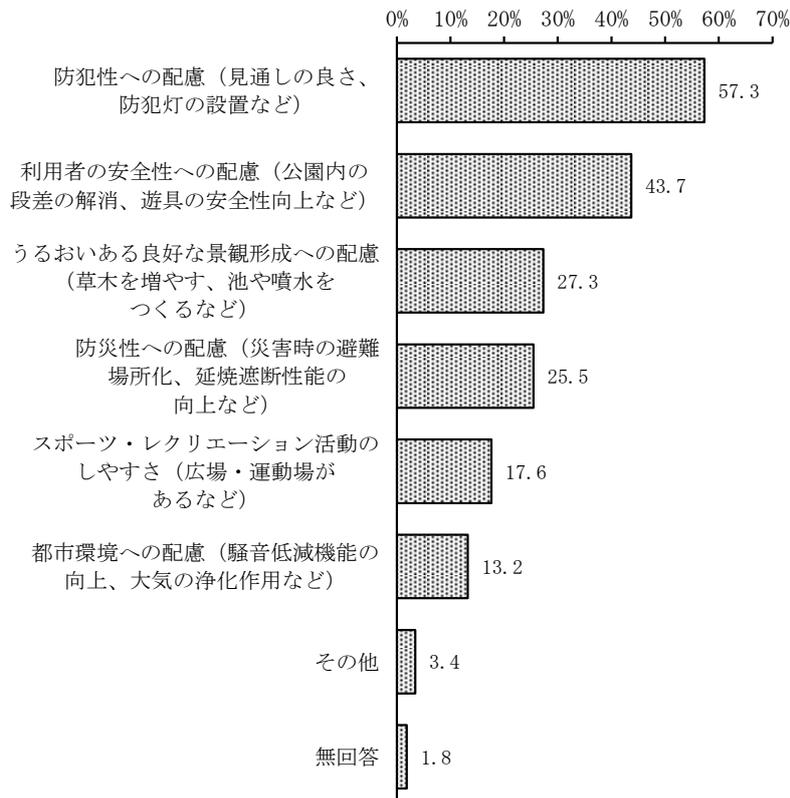


(5)「公園・緑地」を整備する際の配慮事項

求められている配慮事項は「防犯性」「安全性」「良好な景観形成」

「防犯性への配慮」が最も高く、「利用者の安全性への配慮」、「うるおいある良好な景観形成への配慮」が続いています。

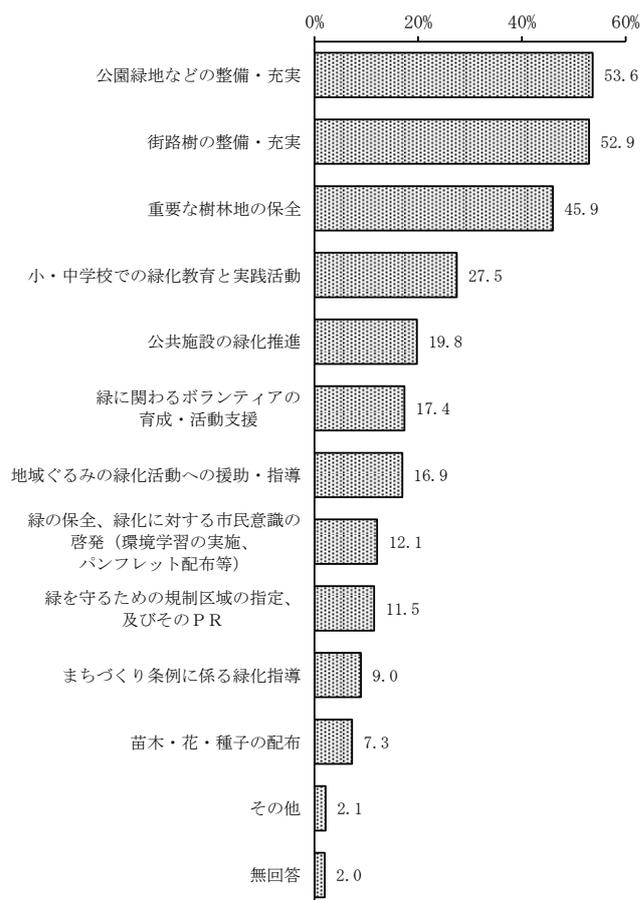
このことから、今後、公園・緑地整備を行う際は、「防犯性」「安全性」「良好な景観形成」への配慮が求められていると考えられます。



(6) 市が行うべき緑に関する取組

「公園緑地」「街路樹」の整備・充実及び「重要な樹林地の保全」が求められている

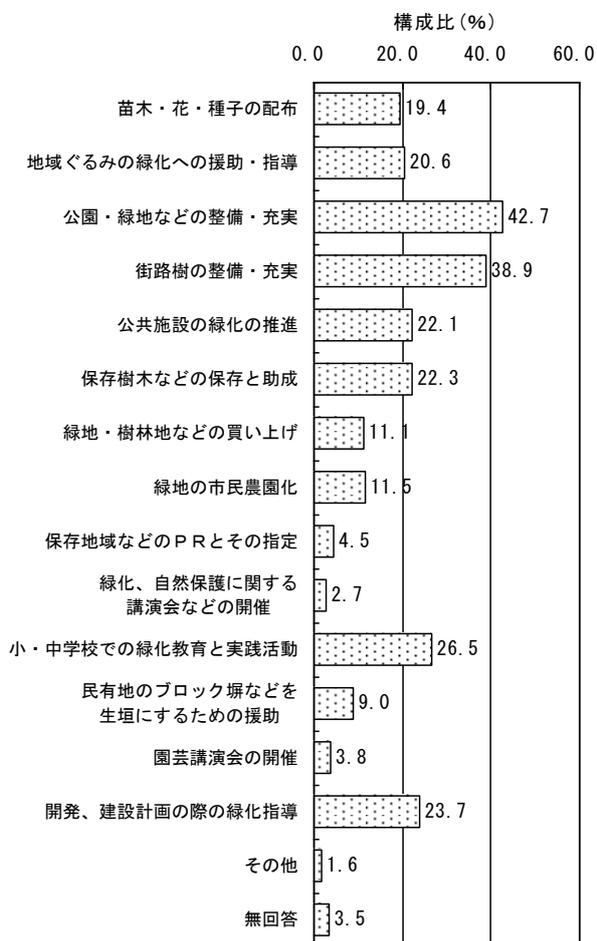
緑を守り育てていくために、市が特に力を入れるべき取組については、「公園・緑地などの整備・充実」が最も高く、「街路樹の整備・充実」、「重要な樹林地の保全」「小・中学校での緑化教育と実践活動」が続いています。



< 前回計画時との比較 >

全体傾向は変化無し

前回計画時では、「公園・緑地などの整備・充実」が最も高く、「街路樹の整備・充実」「小・中学校での緑化教育と実践活動」「保存樹木などの保全と助成」等と続いており、全体傾向の著しい変化は見られません。

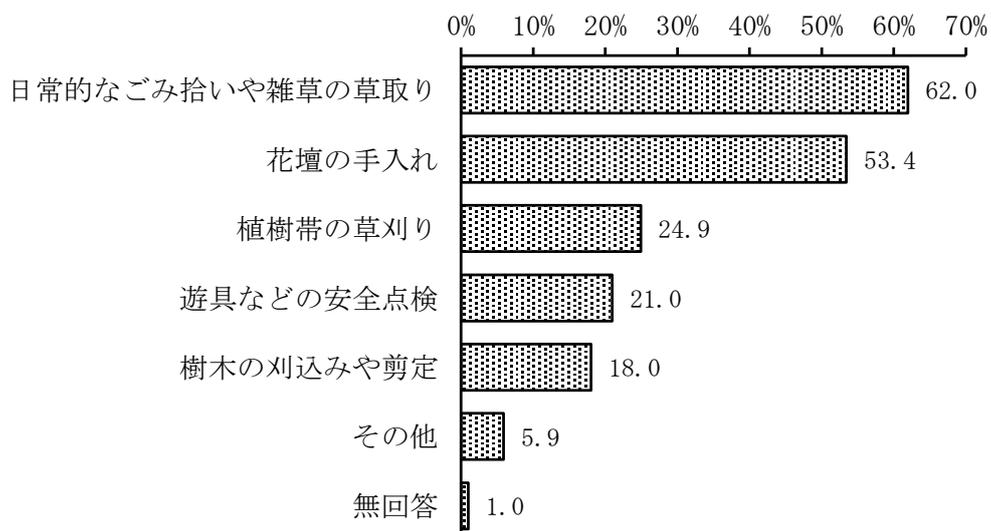
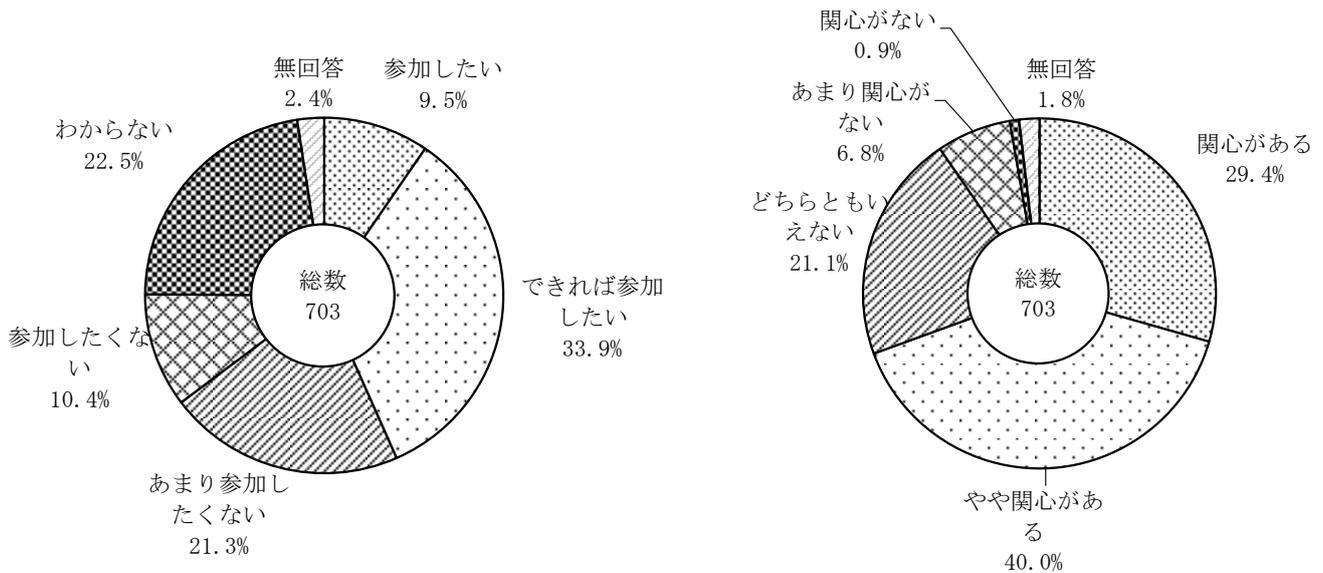


(7) 緑を守り増やす活動に関する取り組み

4割程度の方が「参加意欲」があり、身近な緑の管理作業に関心を持たれている

緑を守り増やす活動に関して、約7割の方が「関心」を、4割程度の方が「参加意欲」を持たれています。

また、参加意欲を持たれている方は、「日常的なごみ拾いや雑草の草取り」「花壇の手入れ」といった、身近な緑の管理作業に参加してみたいと考えられています。



6 緑に関する上位関連計画

<都計画の整理>

(1) 緑確保の総合的な方針（平成28年3月改定）

①計画期間

平成29年度～31年度まで

②緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<基本方針・方策>

▼既存の緑を守る方針

①緑の減少傾向を緩和する

- ・樹林地、農地に着目し、都と区市町村とが共同して、その減少傾向の緩和に努めるとともに、可能な限りオープンスペースとしての機能の継続を図る。

②骨格となる緑の系統を保全する

- ・既存の緑を「系統」として分類・整理し、系統自体を緑の骨格として保全することを目指します。

③確保すべき緑を明らかにする

- ・今後確保することが望ましい緑を、都と区市町村とが系統と水準に即してリストアップし、明らかにする。
- ・緑の基本計画の策定から10年以上経過しているような場合は、趣旨を尊重しつつ、最新の各種実施計画や想定される社会経済状況等を勘案して判断する。

④系統ごとに新たな施策を展開する（樹林地）

- ・丘陵地や崖線の緑は、その広がりにおいて、行政区域を超えているだけでなく、様々な保全制度や都市計画の区域が重複するなど分かりづらくなっていることから、総合的・一体的を図る視点の下に施策の展開を図る。都県境をまたぐ丘陵等の緑についても、関係する自治体と連携して取組を進めていく。
- ・屋敷林や寺社林のように、散在しつつ、都内に広く残っている緑は、まちなかにおけるその重要性を啓発するとともに、継続して維持ができるよう、あらゆる角度から支援を検討する。
- ・平地林や河川の系統に属する緑は、特別緑地保全地区等の指定や都市計画事業といった既存の都市計画手法などを活用して、計画的に保全を進めていく。
- ・樹林地の保全を推進していくため、税の優遇や国の補助が受けられる「特別緑地保全地区」制度を、今後、積極的に指定を推進する。

⑤系統ごとに新たな施策を展開する（農地）

- ・農地は、都市環境を維持するための環境保全機能、災害時の避難場所としての機能、農業体験等のレクリエーションの場や学習の場としての機能など多様な側面を有しています。これらを確実にいかすため新たな土地利用として「農的な空間」に位置付け、都市計画的な手法を活用して施策の展開を図る。
- ・遊休化した農地や宅地化農地で耕作が困難になった農地を対象に、ドイツのクラインガルテンを参考として、東京の特徴を生かしながら都市間・地域間で連携し、現代社会の多様なニーズに応えられる新たな都市型農園を検討する。

⑥社会全体で緑を支える仕組みづくりを構築する

- ・樹林地等の緑の管理を、行政、都民、NPO、企業等が協働することで、民有地のまま、できる限り維持してもらい仕組みを育て、保全に努める。あわせて、樹林地を所有していることで発生する様々な負担や不測の事態により所有者が維持できなくなった場合に、できる限り行政が対応していく仕組みも検討する。
- ・都市部における緑への関心の高まりを緑の保全や活用につないでいくような、自治体間や地域間の交流を活発化させる。

確保地の水準と確保候補地

確保地
 平成31(2019)年度までに以下のいずれかの水準により確保するもの
 ※ 現在、既にいずれかの水準に該当する樹林地、農地等は、確保地ではありません。今後、新たにいずれかの水準に位置付けるものが確保地となります。

水準1
 計画期間内に、緑地の買収により保全するもの又は法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2
 計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3
 計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

確保候補地
 計画期間に捉われず、保全を目指して<水準1>から<水準3>までのいずれかに上げていく考えのあるもの
 ※本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む観点から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

確保地の各水準に適用する制度例は、P99【資料】「2 確保地の水準の基本的な考え方」を御覧ください。

確保地		
水準	所在地	面積(ha)
1	浅間町1丁目	5
1	四谷5丁目	1.1

確保候補地		
	箇所数	面積
樹林地	16	1.45
農地	5	1.57

※計画期間に捉われず、保全を目指して<水準1>から<水準3>までのいずれかに上げていく考えのあるもの。
 性質上、箇所数、面積のみが明らかにされている。

○施策

- ・丘陵地の緑の保全 -丘陵地の緑を保全する取組方針- 【対象：丘陵地】
- ・崖線の緑の保全 【対象：崖線】
- ・特別緑地保全地区の指定 【対象：山地、丘陵地、崖線、平地林、河川、屋敷林、寺社林】
- ・屋敷林保全プロジェクト 【対象：崖線、平地林、河川、屋敷林、寺社林】
- ・都市間、地域間連携プロジェクト
【対象：山地、崖線、平地林、屋敷林、農地】
- ・民間基金と連携した緑地保全
【対象：山地、丘陵地、崖線、平地林、河川、屋敷林、寺社林】
- ・東京ラインガルデン事業 【対象：農地】
- ・農の風景育成地区制度 【対象：平地林、屋敷林、寺社林、農地】

▼緑のまちづくり指針(緑のまちづくり施策)

①緑に配慮したまちづくりの実態を明らかにする

- ・緑に配慮したまちづくりの実態や今後の取組について、指針図として明らかにする。

②緑の機能や配置をより効果的に誘導する

- ・まちづくりの実態が明らかになることで、緑施策に配慮されている区域、重点的に取り組んでいる区域、連携を必要とする区域、強化を必要とする区域等の地域の状況が明らかになり、今後、新たなまちづくり事業等が行われる場合は、地域の目指す緑の方向性を踏まえて調整し、緑の配置や機能の効果的な誘導を進める。

○施策

- ・緑化地域制度の指定推進
- ・界わい緑化推進プログラム
- ・大規模団地の緑の再生

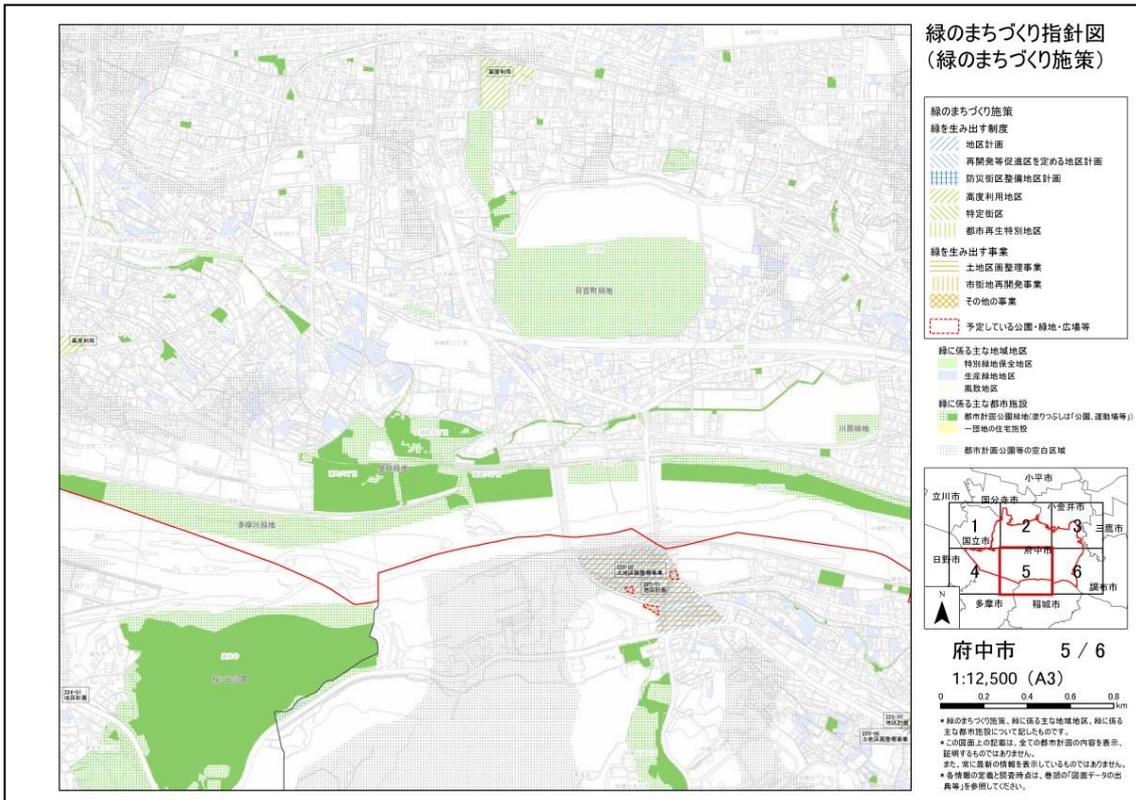
表 まちづくりの中で取り組む緑の施策一覧（府中市のみ）

206-01	府中市	3	地区計画		緑地	朝日町二丁目他
206-02	府中市	6	地区計画		緑地	朝日町三丁目

表 緑化等施策一覧（府中市のみ）

府中市	府中市地域まちづくり条例 府中市開発事業に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・軒高7m超又は地上3階以上の建築物（1・2種低層住居専用地域内）※ ・高さ10m超の建築物（1・2種低層住居専用地域以外）※ ・10戸超の集合住宅 ・延べ面積1,500㎡超の特殊建築物 ※一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く。	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議・協定締結 ・府中市開発事業まちづくり配慮指針を定め、地域特性を踏まえた公園・緑地等の整備指針を提示
-----	---------------------------------	---	---	---	---	--

図 緑のまちづくり指針図（一部抜粋）



(2) 都市計画公園・緑地の整備方針（平成23年12月改定）

1. 計画期間

平成32年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関する内容

<目標>

1 安全・安心な都市の実現

震災時の避難場所や救出・救助活動の拠点等となる公園・緑地、都市型水害等の軽減に寄与する公園・緑地の整備を推進し、安全・安心な都市の実現に貢献します。

2 自然と共生する都市環境の形成

ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、良好な環境の確保に資する公園・緑地の整備により、環境負荷を低減し、自然と共生する都市環境の形成を推進します。

3 質の高い生活環境の創出

大都市東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツや文化活動等多様なレクリエーションの場となる公園・緑地の整備を促進し、快適で質の高い生活環境を創出します。

4 魅力ある美しい都市の創造

江戸以来の歴史や文化、特色ある自然等を継承する公園・緑地の整備により、にぎわいや観光の拠点の形成、地域の個性の醸成、美しい景観の創出等を推進し、東京の魅力の向上を図ります。・緑の減少傾向を緩和する

＜実現化の基本方針＞

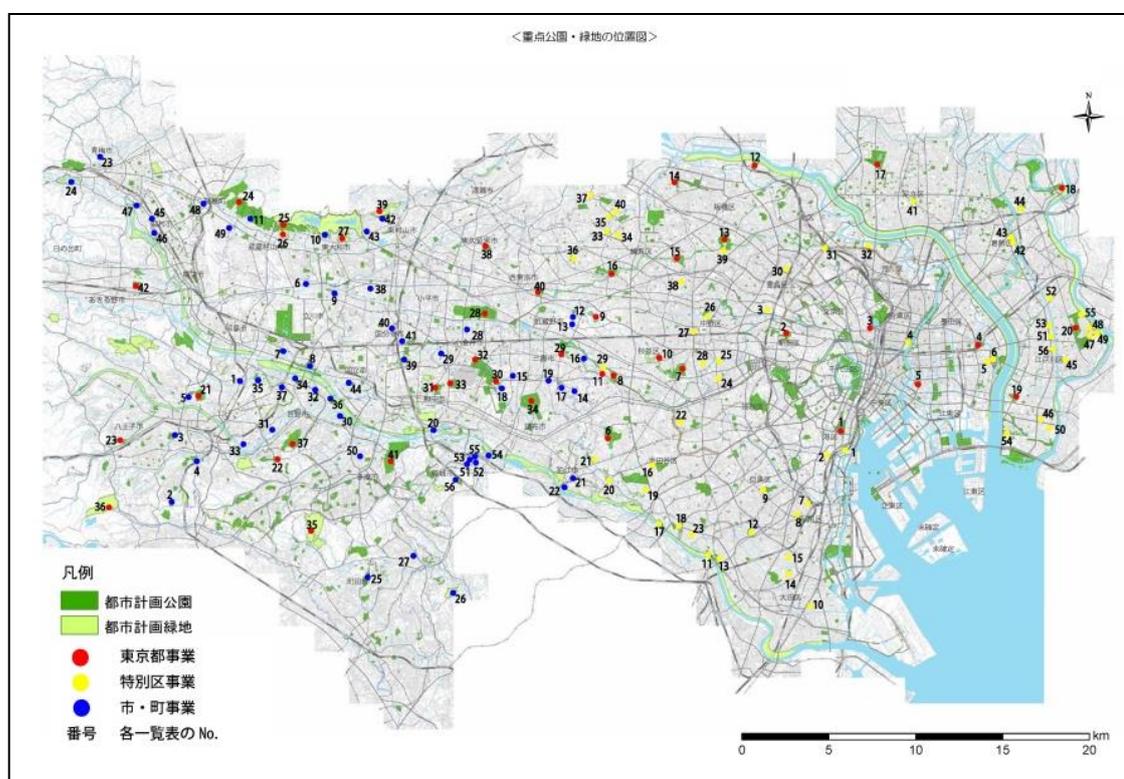
1 事業化計画に基づく事業の重点化

この方針の中で、今後 10 年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明らかにし、事業の重点化に取り組み、都市計画公園・緑地の早期実現を図ります。

2 民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、東京のまちづくりの重要な担い手である民間事業者等とも連携し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を進めます。

図 今後整備を進めていく都市公園・緑地



(3) 多摩19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成26年12月改定）

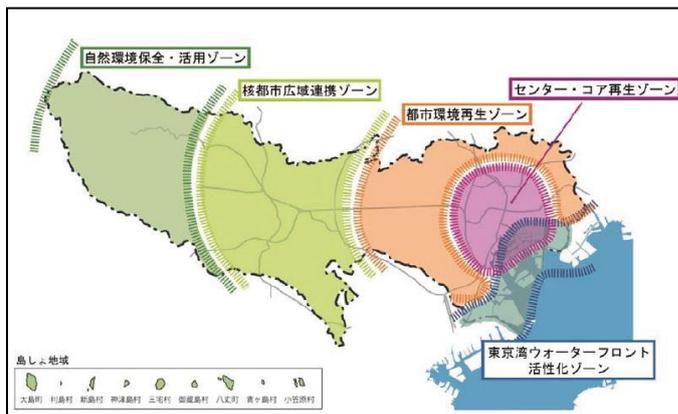
1. 計画期間

平成37年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関する内容

<将来像>

- 活力ある多摩の拠点育成
- 質の高い計画的な住宅地の整備
- 産学公連携による産業立地の促進
- 緑地や農地の保全と活用



<自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針>

○公園などの整備に関する方針

- ①緑の骨格を形成する公園などの整備（都市公園・領地の整備方針にもとづく）
- ②震災時の避難場所となる公園などの整備（都市公園・領地の整備方針にもとづく）
- ③民間との連携
- ④環境の保全
- ⑤快適で質の高い生活環境の創出
- ⑥都市の魅力の向上

○緑の保全に関する方針

- ①骨格となる水と緑の保全（緑確保の総合的な方針にもとづく）
- ②市街地に残された貴重な緑の保全

<まちづくりにおける緑の保全・創出に関する方針>

- 緑化率に応じた容積率の緩和を行う制度を活用した緑の保全や緑化増進の誘導
- 緑のネットワークやまちのにぎわい、周辺の街並みとの調和に配慮した質の高い緑づくりの誘導
- 広域的に緑が連続する地域（河川、崖線等）において、緑の保全・創出を促進
- 緑化率の最低限度を定める地区計などの活用による緑の創出の誘導
- 緑化地域の指定などにより建築物の敷地内緑化を促進し、良好な都市環境の形成を図る

(4) 多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン（平成24年3月発行）

1. 計画期間

ガイドラインのため計画期間は無し

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<具体的な取り組み>

○緑の担保性を高めていく

- ・ 公有地化による公園・緑地整備
- ・ 特別緑地保全地区の指定推進
- ・ 一定の開発規制力のある制度の運用
- ・ 相続税対策に対する働きかけ

○所有者への管理支援を強化する

- ・ 管理費用面での支援施策の推進
- ・ 管理作業面での支援施策の推進
- ・ 管理支援に向けた基金の創設、運用

○緑に対する市民等への関心・認識を高め、活動につなげる

- ・ 普及啓発活動の充実
- ・ 多種多様な活動団体の新設、拡大
- ・ 各種活動のための助成制度の活用

○行政・市民・企業等が連携し、総合的に取り組んでいく

- ・ 協議会の継続、発展
- ・ 保全施策の総合性の確立
- ・ 土地利用の転換に伴う緑の保全対策についての調整
- ・ 市民団体間の連携による横断的な活動の展開
- ・ 企業等との連携による取り組みの推進

(5) パークマネジメントプラン（平成27年3月改定） ※都立公園が対象

1. 計画期間

平成36年3月まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

＜基本理念・目標・プロジェクト＞

○基本理念1

都市の魅力を高める公園

《目標1》 国際的な観光拠点となる風格ある公園づくりを進める

プロジェクト1：国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト

- (1) 東京の歴史と文化を伝える公園の再整備
- (2) オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備
- (3) 誰もが利用しやすい公園づくり
- (4) 快適な「おもてなし」空間の形成

《目標2》 庭園・植物園・動物園で世界の人々をおもてなしする

プロジェクト2：庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト

- (1) 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」
- (2) 文化財庭園の保全・再生
- (3) 植物園・動物園の再生

《目標3》 民間の活力・ノウハウを活かしたにぎわいある公園づくりを進める

プロジェクト3：公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト

- (1) 公園の多機能利用、民間のノウハウ等を活かした施設づくり
- (2) 規制緩和による民間イベントの積極的な誘致
- (3) 指定管理者制度の運用改善等によるサービスの向上

○基本理念2

高度防災都市を支える公園

《目標4》 震災時に首都東京を守る防災公園づくりを進める

プロジェクト4：防災公園の機能強化プロジェクト

- (1) 防災公園の整備
- (2) 災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実
- (3) 公園内の建築物、街路樹の災害対策

図 東京都の防災公園（拠点となる公園）配置図

東京都の防災公園（拠点となる公園）配置図



《目標5》安全・快適な公園づくりを進める

プロジェクト5：都立公園の安全・快適プロジェクト

- (1) 公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上
- (2) ホームレス自立支援と公園機能の回復
- (3) 安全・安心な公園とするための取組み

○基本理念3

生命を育む環境を次世代に継承する公園

《目標6》連続した緑の軸と拠点を設け緑の骨格を形成する

プロジェクト6：水と緑の骨格軸形成プロジェクト

- (1) 水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成
- (2) 多様な主体と連携した緑のネットワークの形成

図 東京の水と緑のネットワーク



《目標 7 》 多様な動植物が生息・生育する公園づくりを進める
プロジェクト 7：都立公園の生物多様性向上プロジェクト

- (1) 生物生息・生育空間の整備と管理
- (2) 動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発

《目標 8 》 公園での体験活動により自然の大切さを伝える
プロジェクト 8：自然とのふれあいプロジェクト

- (1) 自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用
- (2) 自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり

○基本理念 4

豊かな生活の核となる公園

《目標 9 》 楽しさあふれる公園づくりを進める
プロジェクト 9：都立公園の魅力向上プロジェクト

- (1) 都民ニーズの把握と施策への反映
- (2) 公園の魅力発掘事業の展開
- (3) 子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用

《目標 10 》 パートナーシップによる公園の管理運営を進める
プロジェクト 10：パートナーシップ推進プロジェクト

- (1) 公園情報の受発信と管理所機能の強化
- (2) 都民等からの寄付の受入れ
- (3) 都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進
- (4) 都立公園を支える人材の育成

<市計画の整理>

(1) 第6次府中市総合計画（平成26年3月策定）

1. 計画期間

平成26年度～平成33年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<都市像>

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

<基本目標>

1. 人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）
2. 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）
3. 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）
4. 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

図 施策の体系図



<施策（みどりに関する）>

○自然環境の保全の推進

人と自然の豊かな関係を再構築するため、科学的知見に基づくとともに、予防的観点に立って自然共生社会の実現を目指して良好な自然環境を保護・回復する仕組みをつくり、各主体が自然環境を保全するための活動を促進します。

○緑のまちづくりの推進

- ・既存の緑の保全に向けて、土地所有者の協力を得ながら、法律や条例に基づく地域制緑地制度等の運用や管理支援等を行います。
- ・質の高い緑の空間づくりを進めるため、周辺環境や樹木等の特徴を踏まえた緑化を推進するとともに、市民の緑化活動を支援します。

- ・水と緑のネットワークの形成の考え方にに基づき、緑の拠点や市民の誰もが歩いて行ける範囲等に公園の整備を進めます。
- ・公園機能の充実を図るため、各公園の利用目的に即した公園施設の整備を推進するとともに、公園施設の適切な維持管理を行います。
- ・市民や事業者との協働による魅力ある公園づくりや公園の管理運営を進めます。

○けやき並木と調和したまちづくりの推進

- ・けやき並木の保護対策として、けやき並木の適切な維持管理を行うとともに、生育環境の改善を進めます。また、次世代後継樹の育成を推進します。
- ・けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出するため、けやき並木通り沿道の建築物や広告物等に対する規制や指導を強化します。
- ・けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けて、けやき並木周辺の道路整備等を進めるとともに、けやき並木通りの段階的な車両交通規制を実施します。
- ・けやき並木を活用したにぎわいと魅力あふれるまちづくりを推進するため、けやき並木周辺に市民の憩いの空間を創出します。また、けやき並木の保護管理やけやき並木周辺のイベント等を市民と協働で実施します。

○農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成

- ・農業者が相続による農地の売却が最小限で済むよう、相続制度の改善等を国へ要望します。
- ・農業用井戸の災害時の活用など、防災協力制度による農地の保全、農業の支援を行います。
- ・市内のNPOや大学等と連携し、府中産農産物の特産品化、ブランド化を進めます。
- ・農業者による6次産業の経営を支援します。
- ・旬の農産物の出荷状況等の情報を、市民へ発信します。
- ・市内の直売所のPRや整備のほか、市内商店等との連携を推進し、消費者が市の農産物を買やすい環境を整えます。
- ・特産品や直売所の情報等を分かりやすいツールで周知します。

○農業とふれあう機会の拡充

- ・農業の多面的機能の一つの地域コミュニティ機能を活かし、農地と農業者を活用した農業へのふれあい講座等、機会の創出を行います。特に小学生を対象とした子ども農業体験事業や新鮮な食材によるおいしい食事の機会をつくる取組などを推進し、子どもたちと農業のふれあいを通じて農業の大切さを啓発します。
- ・興味を持った市民が、より積極的に農業を支援することができるように、ボランティア活動のあっせんなどを行います。
- ・農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します。

(2) 府中市都市計画に関する基本的な方針（平成24年11月改定）

1. 計画期間

平成 23 年度～平成 40 年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<まちづくりの将来の都市像>

「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」

緑と歴史と文化を育むまち 府中

<まちの骨格構造>

○軸の整備方針

① 都市環境軸

都市の持続的な活動と環境の調和を図るゆとりと潤いのある都市空間の形成を促すため、次を「都市環境軸」と位置づけ、各軸の骨格となる都市計画道路の整備、改善をはじめ、鉄道沿線等の環境整備、改善を図ります。

② 多摩川リバーフロント軸

多摩川のゆたかな自然を守り、そして生かすため、多摩川を「多摩川リバーフロント軸」と位置づけ、多摩川の自然環境の保全とともに人々に安らぎを与える水辺のレクリエーション空間として利用の増進を図り、沿川の広がりのある眺望と緑の連続性のある景観形成を図ります。

③ 崖線軸

本市の地形的な特徴である崖線を守り生かすため、国分寺崖線周辺、府中崖線周辺を「崖線軸」と位置づけ、崖線の自然環境を守り、崖線の自然環境を生かした緑が連続する景観形成を図ります。

○拠点の整備方針

① 中心拠点

本市の魅力と広域的な拠点性を高めるため、次の地区を「中心拠点」と位置づけ、「馬場大門のケヤキ並木」と調和した、商業、業務及びサービス機能を中心としたにぎわいのある都市機能の集積を図ります。

② 地域拠点

地域の身近な利便性を高めるため、次の地区を「地域拠点」と位置づけ、地域の持つ多様な資源を生かし、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能の集積や安全で快適な居住環境の整備を図ります。

③ 総合文化・レクリエーション拠点

本市の文化性を高めるため、次の地区を「総合文化・レクリエーション拠点」と位置づけ、既存施設の有効活用と計画的な施設整備を図ります。

④ 学園拠点

学園拠点としてのイメージを高めるため、次の地区を「学園拠点」と位置づけ、既存の緑やオープンスペースの保全を図り、大学の専門性を生かした地域が連携する拠点形成を図ります。

⑤ 緑の拠点

本市固有の緑の美しさや緑の身近さを守るため、次の地区を「緑の拠点」と位置づけ、緑地の一体的な保全と適切な周辺整備を促進します。

図 軸・拠点の整備方針

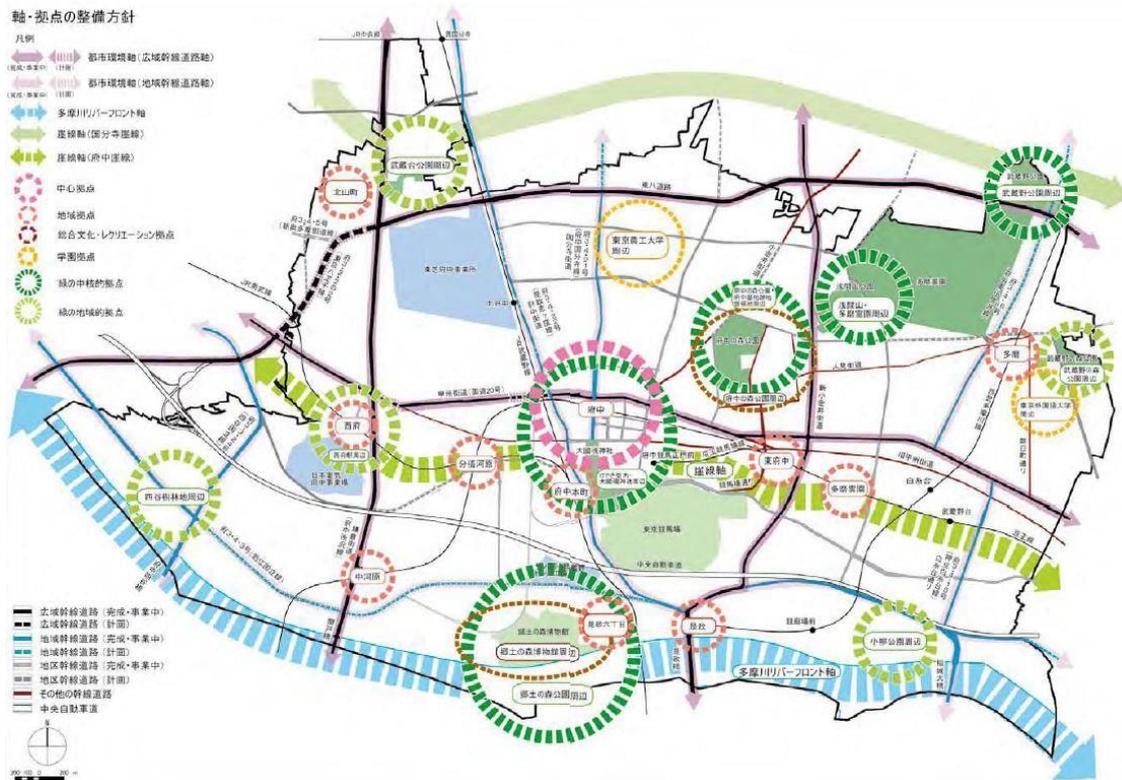
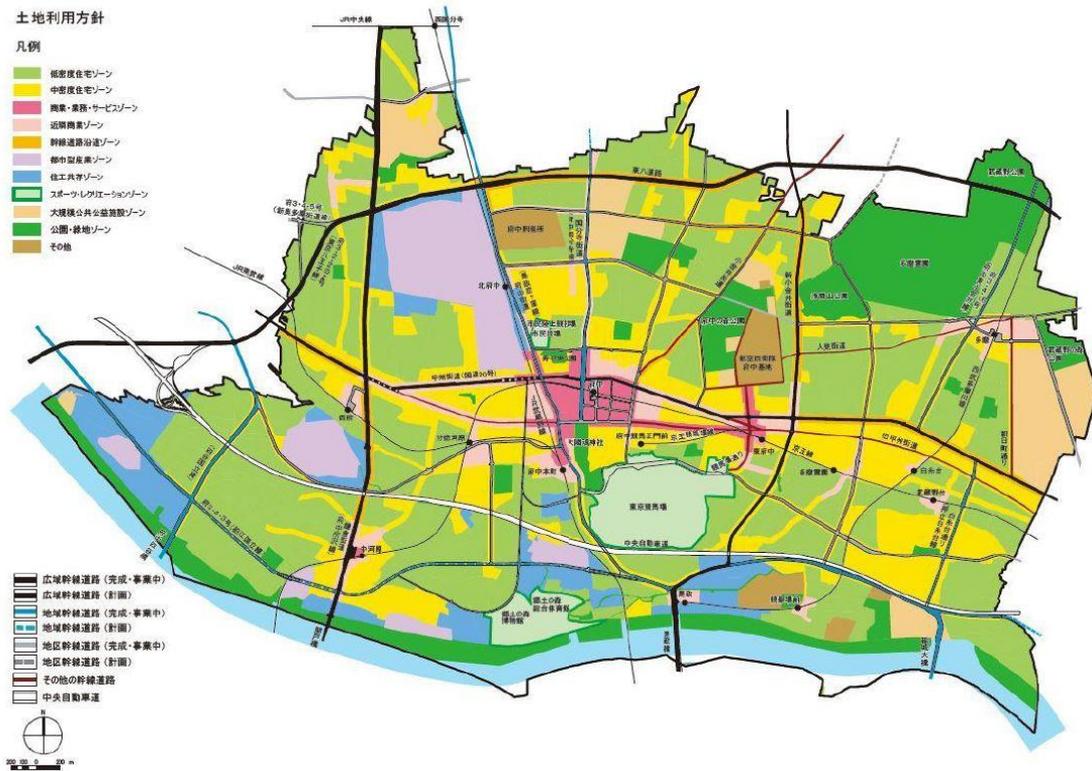


図 土地利用方針



○公園・緑地等の整備方針

① 公園・緑地等の整備

- ・ 地域の特徴を生かした公園と緑地の整備
- ・ 都市計画公園・緑地の着実な整備
- ・ 防犯・防災性に配慮した、だれもが快適に利用できる施設とするための整備・改良と適切な維持管理
- ・ 農業体験等を身近に楽しむことができる農業公園の整備
- ・ 緑道、多摩川かぜのみち等の整備・充実

② 緑のまちづくり（緑の創出と保全）

- ・ 公共公益施設・用地の緑化、民有地緑化による緑の創出（積極的な緑化推進、啓発）
- ・ 幹線道路の緑化等による街路樹の整備推進（街路樹木が生き生きと育ち続けられるための配慮、工夫）
- ・ 樹木・樹林地の保全（民有地の緑保全のための支援策の強化）
- ・ 都市農地の保全（生産緑地の追加指定、生産緑地を中心とした積極的な保全、田畑・竹林等を利用した景観、都市環境の向上）
- ・ シンボルツリー（名木百選利用）等による市民の緑化意識の啓発、地域緑化の推進
- ・ 緑化基金の有効活用

- ③ 水と緑のネットワーク形成
 - ・「緑の拠点」の保全・整備
 - ・河川敷の有効活用等による多摩川の親水空間としての維持、利用
 - ・国分寺崖線・府中崖線の保全（具体的、計画的な保全策の検討）
 - ・用水路のビオトープ等への活用と、緑道と遊歩道の整備・充実（市民参加による活用策、活用計画等の検討）

- ④ 市民参加による緑化手法の検討
 - ・公園等の整備計画への市民参加（市民と府中市の共同プロジェクトによる公園づくり）
 - ・公園等の維持管理への市民参加（市民ボランティアや福祉団体、学校教育としての活動等を利用した公園管理等、緑の保全）

- ⑤ その他
 - ・緑化に関する研究機会の創設（東京農工大学等研究機関との連携、協力による緑化の推進）

(3) 府中市インフラマネジメント計画（平成25年1月策定）

1. 計画期間（推計期間）

平成 25 年度～平成 64 年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<取り組み内容>

○スポンサー制度（管理経費の民間支援方策）の導入

街路灯や花壇などの維持管理について、企業等が管理経費を支援する制度があります。この制度は企業の社会貢献として、「街路灯による防犯」や「花壇の維持管理によるまちの美七」などを行うものです。また、支援を受けた街路灯や花壇に企業名を記載したサイン（シールなど）を設置（掲示）することで、協力企業などの社会貢献活動のPRになっています。

市では、街路灯と花壇の一部（それぞれ 100 基程度）に対し、スポンサー制度の導入可否を検討します。

○アドプト（アダプト）制度の導入検討

市では、導入に伴う清掃道具の購入や傷害保険料などの「経費」と、導入されることにより削減される「行政コスト」のバランスを検討します。その検討から、市民による地域の美化に取組みの推進を目的とし、アドプト活動と通報制度を組み合わせるなどの独自の方法を計画します。

(4) 府中市公共施設等総合管理計画（平成29年1月策定）

1. 計画期間

平成 29 年度～平成 64 年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<管理に関する視点>

ア 中長期的なマネジメント

事後保全から予防保全への移行、長寿命化修繕計画の策定等の検討を進めます。

イ 財政への影響を踏まえたマネジメント

インフラマネジメントの方向性を考える必要があります。また、持続的な財政運営を可能とするため、財源の見通し等の財政上の取組と並行して、インフラの維持管理と補修更新を検討していきます。

ウ インフラの劣化状況・公共サービスのニーズに応じたマネジメント

限られた財源の下で施設の安全性を保っていくためには、必要なものを見極めた上で、適切に対応を行う必要があります。今後は、市と市民がともに、安全性確保のために本当に必要な整備を見極めて対応していきます。

エ 実施体制を想定したマネジメント

各分野の部署との調整や合意形成を図る庁内推進体制の確立を図ります。

オ 市民や民間事業者との協働によるマネジメント

民間事業者については、包括的業務委託や指定管理者制度を始めとしたPPPの観点から、民間事業者が有する技術・ノウハウの活用に取り組みます。

<管理全体（共通）の方向性>

ア 歳入の確保

各サービスの料金の適正化やネーミングライツなど、インフラ管理に必要な歳入の確保に取り組みます。

イ 持続可能な財政運営

持続可能な財政運営を行えるよう、財政負担の軽減に取り組みます。

ウ 集約化・合同化による効率化

法定外公共物の払下げや街路樹の間引きなど、限られた利用度の低い施設等を集約化することにより、管理や運営に係る経費の削減に取り組みます。

施設の更新時には、施設の集約化と合同化を検討します。なお、施設の新設が必要な場合には、総量の増加の抑制を検討します。

(5) 第3次府中市農業振興計画（平成27年1月策定）

1. 計画期間

平成27年度～平成33年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<将来像>

市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業

<農業振興の基本方針>

○農地を残す

7年先の農地面積目標（平成33年時点）：125ha

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 生産緑地の保全 | (2) 土地税制・土地計画制度に関する国等への要望 |
| (3) 農地周辺の環境への配慮 | (4) 農地の有効活用の研究 |
| (5) 相続が発生しても農地が残る経営の研究 | |
| (6) 環境にやさしい農業の推進 | (7) 農業用水路の保全 |
| (8) 農地の多面的機能の活用 | (9) 農地の効用の市民へのPR |

○担い手育成・確保

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 農業後継者の育成・確保 | (2) 認定農業者やエコ農産物生産者への支援 |
| (3) 女性農業者の参画の推進 | (4) 市民援農ボランティアの育成・活用 |
| (5) 省力化栽培の支援 | (6) 生産技術の向上への支援 |
| (7) 活力ある農業経営体の育成 | |

○魅力ある農業経営の支援と地産地消の推進

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 経営に合った流通ルートの確保 | (2) 付加価値の高い経営の支援 |
| (3) 安全な農産物の供給 | (4) 学校給食への出荷の拡大 |
| (5) 個人直売所の支援 | (6) 共同直売所の運営の支援 |
| (7) 体験型農園の拡大 | (8) 農業法人の設立の支援 |
| (9) 農業経営改善事業の支援 | (10) 積極的なPR活動の展開 |

○ふれあい農業の推進

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 農業と市民のふれあい活動の実施 | (2) 農業体験事業の推進 |
| (3) 体験型農園・観光農園等の整備への支援 | (4) 市民農園の整備 |
| (5) 市民援農ボランティア制度の推進 | (6) 農業公園の開設 |

(6) 第2次府中市環境基本計画（平成26年3月策定）

1. 計画期間

平成 26 年度～平成 34 年度まで

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<府中市の望ましい環境像>

人も自然もいきいきする環境都市・府中

<基本方針>

1 水と緑が豊かにあるまちを目指します。

- ・水辺の保全と活用
- ・緑の保全と活用
- ・生物多様性の保全
- ・農地の保全

2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します。

- ・大気環境の保全
- ・水環境の保全
- ・土壌の環境保全や他の公害対策
- ・新たに健康影響が懸念される事象への対応

3 文化的で快適なまちを目指します。

- ・安全な道路環境づくり
- ・適切な土地利用の推進
- ・景観の保全
- ・公園などの整備と活用
- ・防災対策
- ・歴史的、文化的環境の保全

4 低炭素型・循環型のまちを目指します。

- ・地球温暖化対策
- ・リサイクル、ごみ減量化の推進
- ・ごみの適正処理の推進

5 環境パートナーシップの育つまちを目指します。

- ・学校における環境教育、学習の推進
- ・地域の環境保全活動の推進
- ・地球市民としての行動の推進
- ・広域連携の推進
- ・市民、事業者、行政の連携

<重点プロジェクト>

- 府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト
- 安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト
- 一人ひとりが共に考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト

(7) 府中市生物多様性戦略（平成27年1月策定）

1. 計画期間

計画期間無し

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<府中市が目指す姿>

人と生きものが 豊かに共存し いきいきしたまち

<府中市の生物多様性への方針と取組>

○府中市の自然の特徴

府中市は、南から多摩川低地、立川段丘、武蔵野段丘の3つの平坦な土地からなり、それらを分ける府中崖線、国分寺崖線、市の南側を流れる多摩川が地形の骨格をなしています。

都市化が進む前の府中市は、段丘上では、雑木林と畑地が広がり、畑作が行われてきました。一方、多摩川低地では、府中用水をはじめとする発達した農業水路網と水田が広がり、水田耕作が行われてきました。こうした地形と土地利用の歴史によって、府中市の生物多様性は育まれてきました。

○方針1 普及啓発

府中市の自然環境についての情報を集約し、生物多様性の大切さを知る機会を提供します。

- ・武蔵台公園、多摩川等の自然環境調査を継続的に実施します。
- ・生きものの情報を収集し、生きものの目録を整理します。これを基に、府中の生きものマップやレッドリスト（府中市版）などを作成します。
- ・ウオーキングツアーや自然観察会を行い、生物多様性の啓発に努めます。
- ・生物多様性に関する情報をホームページ等で積極的に提供します。

○方針2 生息空間の保全

様々な生き物の生息空間を保全するとともに、外来種への対策などにも取り組みます。

- ・浅間山公園や武蔵台公園、崖線などの樹林地における道路指針を作り、外来植物の駆除などの保全活動に取り組みます。
- ・多摩川のツバメの集団ねぐらの調査や保全活動に取り組みます。
- ・まちに点在する農地を守るとともに、環境に配慮した持続可能な農業を支援します。

〇方針3 市民との協働

「浅間山自然保護会」、「府中野鳥クラブ」、「府中かんきょう市民の会」などの市民団体と共同し、生物多様性の取組を進めます。

- ・環境保全活動センターの機能拡充を図り、市民や事業者などとの連携を強化します。
- ・研究機関や専門機関との連携を深め、生物多様性に関する取り組みを推進するとともに、これを支える人材育成に努めます。
- ・「府中水辺の楽校」の継続的支援を行い、参加者の増加を図ります。
- ・事業者や学校での生きもの空間の創出を支援し、水と緑のネットワーク形成を進めます。

図 生物多様性を豊かにする主な活動と今後の展開



(8) 府中市景観計画（平成20年3月策定） ※前回計画時より更新無し

1. 計画期間

計画の性質より、計画期間無し

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

<基本理念>

- ・居心地のよい生活環境があるまち
- ・府中らしい自然や緑のあるまち
- ・歴史や文化の奥行きを感じさせるまち

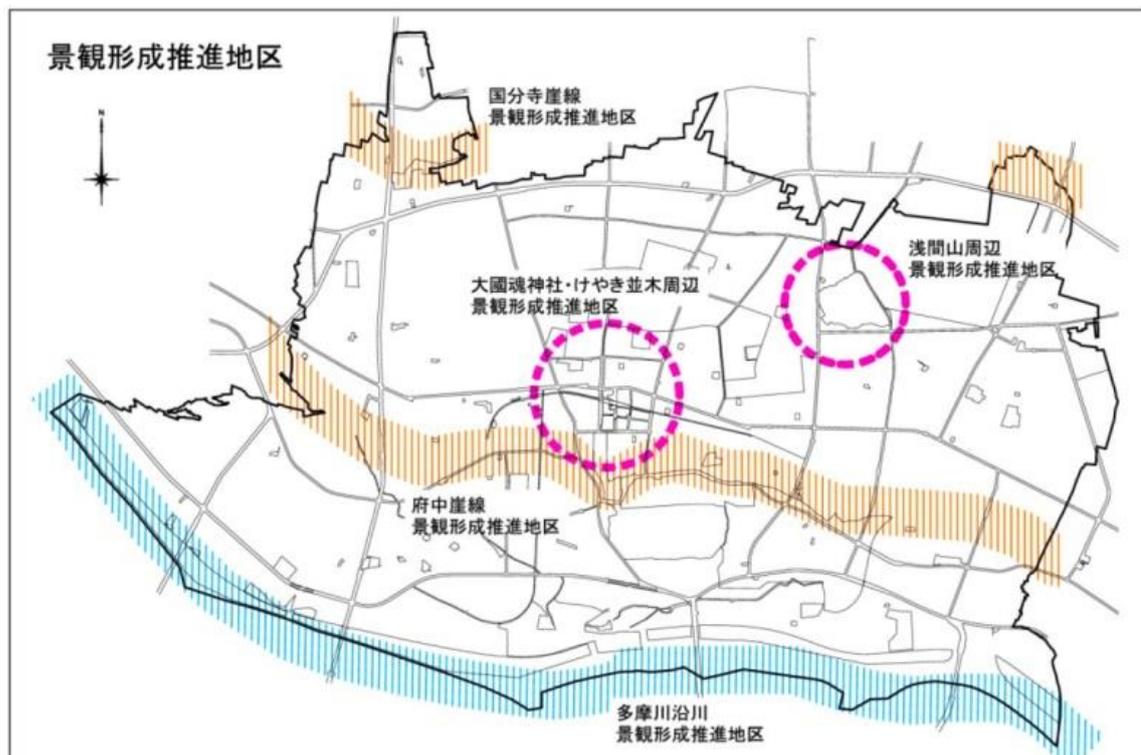
<大切にしたい府中らしい要素>

- ・多摩川や崖線の自然や緑
- ・武蔵国府からの長い歴史

<基本指針>

○景観形成推進地区

図 景観形成推進地区



・大國魂神社・けやき並木周辺

大國魂神社、けやき並木、武蔵国衙跡などの歴史的資源を生かした府中駅周辺の景観づくりを進める。業務施設や公共公益施設が集まる市街地において、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進める。

- ・ 国分寺崖線
建築物の設計に当たっては、従前の地形を生かすとともに連続した緑の景観を形成する工夫を行う。
- ・ 府中崖線
建築物の設計に当たっては、従前の地形を生かすとともに既存の緑を残す。
- ・ 浅間山周辺
浅間山に残る、武蔵野の植生を持つ樹林や植物による緑の景観を守り育てる工夫を行う。
- ・ 多摩川沿川
多摩川沿いに建築する場合は、多摩川河川敷の広々とした空間が感じられるようにすることと、対岸からの眺望に配慮する。

○一般地区

- ・ 落ち着いたある住宅地の景観づくり
住宅地の緑を守り、育てる。
- ・ 交流とにぎわいのある駅前での景観づくり
- ・ 市民の思いを大切に中心部の景観をつくる。
安全で快適な道路の景観づくり
- ・ 自然や四季、文化が感じられる道を育てる。
- ・ 地域と調和した大規模施設の景観づくり
周囲との境界部分に配慮する、基地跡地周辺の景観づくりを進める。
- ・ 地域の公共施設を核とした親しみのある景観づくり
地域のシンボルとなる施設をつくる。
- ・ 多摩川や用水などの水を生かした景観づくり
多摩川と親しみ、ふれあえる環境をつくる、せせらぎを守り、育てる、湧水を守り、育てる。
- ・ 崖線や武蔵野の自然や緑を生かした景観づくり
府中崖線の緑を守り、育てる、浅間山の眺望を守り、育てる、雑木林や農地の緑を守り、育てる、自然や四季が感じられる空間を育てる。
- ・ 歴史や文化を生かした景観づくり
地域の歴史や文化を残し、育てる。

(9) 府中市地域防災計画（平成29年3月修正）

1. 計画期間

計画の性質より、計画期間無し

2. 緑の保全、緑化の推進、公園の整備等に関連する内容

○公園、緑地の整備

- ・ 公園は、レクリエーションの場としての機能、環境の保全の場としての機能のほかに、震災時における避難場所、延焼を防止するオープンスペースとして防災上、重要な役割を持っている。
- ・ 「府中市緑の基本計画2009」に基づき、緑の保全を図りつつ、都市公園の新設については、水と緑のネットワークの形成を基本に整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるように、地域の特徴や多様な機能を踏まえた質の高い公園、緑地の整備を進める。

○農地の保全

- ・ 府中市内の農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能等、防災上重要な役割を担っている。市は農業委員会と連携して生産緑地地区の指定を促進する。
- ・ 「生産緑地制度」等各種制度を活用するとともに、市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成に努める。

